

令和 3 年 第 1 回定例会

建設水道常任委員会
会 議 録

日付：令和 3 年 3 月 9 日（火）

場所：大曲庁舎 第 3 委員会室

令和 3 年 第 1 回大仙市議会定例会 建設水道常任委員会 会議録

日 時：令和 3 年 3 月 9 日（火曜日） 午前 9 時 5 8 分～午後 2 時 4 9 分

会 場：大曲庁舎 第 3 委員会室

出席委員（6 人）

委員長	1 5 番	佐 藤 育 男	副委員長	1 7 番	児 玉 裕 一
委 員	4 番	佐 藤 隆 盛	委 員	9 番	本 間 輝 男
委 員	2 2 番	佐 藤 清 吉	委 員	2 6 番	高 橋 敏 英

欠席委員（0 人）

遅刻委員（0 人）

早退委員（1 人）

委 員 2 6 番 高 橋 敏 英

説明のため出席した者

上下水道局

上下水道事業管理者	今 野 功 成	経営管理課長	田 畑 睦 子
水道課長	野 中 正 幸	水道課課長待遇	小 松 春 一
下水道課長	古 屋 和 久		

建設部

建設部長	古 屋 利 彦	道路河川課長	京 野 和 明
道路河川課参事	伊 藤 司	道路河川課参事	北 澤 真
道路河川課参事	佐 藤 彰	用地対策課長	菅 原 英 雄
都市管理課長	高 橋 完	都市管理課課長待遇	有 明 徹
建築住宅課長	讃 岐 敬 司	西仙北・協和建設水道事務所長	加 藤 薫
中仙・太田建設水道事務所長	田 中 勲 男		

議会事務局職員出席

参 事 富 樫 康 隆

審査議案等

- 第 1 議案第 1 5 号 大仙市建築物エネルギー消費性能向上計画等認定手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 2 議案第 1 6 号 大仙市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 3 議案第 2 2 号 市道の路線の認定及び廃止について
 - 第 4 議案第 2 3 号 損害賠償の額を定めることについて
 - 第 5 議案第 2 6 号 令和 2 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 9 号）
 - 第 6 議案第 3 3 号 令和 2 年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
 - 第 7 議案第 3 4 号 令和 2 年度大仙市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
 - 第 8 議案第 3 5 号 令和 3 年度大仙市一般会計予算
 - 第 9 議案第 5 1 号 令和 3 年度大仙市上水道事業会計予算
 - 第 1 0 議案第 5 2 号 令和 3 年度大仙市簡易水道事業会計予算
 - 第 1 1 議案第 5 3 号 令和 3 年度大仙市下水道事業会計予算
 - 第 1 2 議案第 5 4 号 令和 2 年度大仙市一般会計補正予算（第 2 0 号）
 - 第 1 3 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について
-

午前 9 時 5 8 分 開 会

○委員長（佐藤育男） おはようございます。

本日は本会議休会中のところを、ご出席をいただき、ありがとうございます。

ただ今より、建設水道常任委員会を開会いたします。

当委員会に付託された事件について、別紙日程表のとおり、審査いたしますので、よろしくお願いをいたします。

なお、正確な会議録の作成のため、発言をする際は委員長の許可を得た後で、マイクのスイッチを入れてからお願いをいたします。

○委員長（佐藤育男） 審査に入る前に、挨拶をお願いいたします。今野上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（今野功成） 委員の皆さまには、日ごろから上下水道局の各事務事業に対しましてご指導・ご助言を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日の委員会審査におきましては、単行案 1 件、補正予算案 2 件、当初予算案 3

件の審査をお願いしたいと存じます。

単行案につきましては、仙北地域堀見内の住宅におきまして下水道の汚水が住宅内に流入し、住宅に損害を与えてしまったことから、この損害を賠償するため、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものであります。

補正予算案のうち、簡易水道事業につきましては、県が実施する河川改修工事の遅れに伴う工事費などの減額補正であります。下水道事業につきましては損害賠償金、及び県事業の負担金の補正をお願いしております。

当初予算案につきましては引き続き、安全安心な水道水を安定してお届けするための費用や、汚水の処理に関わる費用についてお願いしております。

以上の6件につきまして、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございました。

○委員長（佐藤育男） それでは早速、審査に入ります。

議案第23号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。古屋下水道課長。

○下水道課長（古屋和久） 議案第23号、損害賠償の額を定めることについて、ご説明申し上げます。

こちらの方ですけれども資料ナンバー1、議案書の46ページをお開き願います。

損害賠償の額を定めることについてですけれども、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

事故の概要についてです。

令和2年12月24日、午後8時15分ころが事故の日時となっております。

場所ですけれども、大仙市堀見内となっております。

状況ですけれども、堀見内、上記場所において、下水道管内の汚水が排水管を逆流したことにより、相手方住宅のトイレ、風呂、床等を汚損し、損害を与えたものとなっております。

損害賠償額です。

281万8,720円となっております。

賠償の相手方ですけれども、大仙市堀見内のA氏となっております。

続きまして、お手元にお配りしておりますA3判の資料・下水－1の1ページをお開き願います。

中央に位置図が掲載されておりますが、下水道汚水流入の場所は仙北地域堀見内
字^{おきあげ}置上の住宅であります。

被害家屋は築9年を経過した木造2階建ての一般住宅であり、令和2年12月24日、午後8時15分ころ、仙北地域堀見内の相手方宅において、下水道の汚水が汚水ます及び排水管を逆流し、相手方宅の基礎及び宅内にあふれ出したことにより、基礎、床、トイレ、風呂等を汚損し、損害を与えたものであります。

被害は、資料下の写真にありますとおり、下水道課職員が確認しております。

事故に至った経緯であります。

令和2年12月24日、下水道から宅内へ汚水が逆流している旨の連絡があり、下水道課職員が現地確認を行い、宅内へ汚水が逆流した痕跡を確認しております。

翌日、令和2年12月25日、清掃業者による床上・廊下の清掃を開始。

年が明けまして令和3年1月11日、床下清掃及び復旧工事を開始しております。期間は1月22日までの12日間とし、この間、被害者及び妻はホテルへ宿泊し、被害者の母は親戚宅に宿泊しております。

令和3年1月22日、床下清掃及び復旧工事が完了。

令和3年1月23日、被害者及び妻、被害者の母が帰宅しております。

事故の原因と今後の対応についてです。

堀見内字置上にあるマンホールポンプ場は2台の水中ポンプにより、下流へ汚水を圧送しており、2台のうち1台の処理能力が低下している状態にあったものの、特殊なポンプなため、オーバーホールに2カ月、新規更新に4カ月の時間を要するため、緊急の機能回復が見込めなかったことから、代替ポンプの搜索を依頼しながら経過観察をしておりました。

事故のあった12月24日は、雨水の流入が原因と思われる想定以上の流入量があり、ポンプの圧送能力を超えてしまい、ポンプ場に最も近い被害者宅に逆流したものであり、そのほかの住宅に被害はありませんでした。

現在は応急修繕により、処理能力が幾分回復しておりますが、今後は市内他地区のポンプを移設稼働させた上で、処理能力が落ちているポンプのオーバーホールを行い、機能の回復を図ることとしております。

損害賠償の額についてです。

資料右下をご覧ください。

損害賠償額の算定根拠であります、右下の記載の内訳のとおり、家屋工事費、清掃費、宿泊費、工事期間の光熱費等に要する費用といたしましては281万8,

720円となりますが、当該住宅が建築後9年を経過していることから、価値の減少分を控除した239万9,262円を時価損害賠償額とし、不足分を上下水道局下水道課の自己資金41万9,458円で補填する内訳となっております。

施設管理の不備により、被害に遭われた相手方及び市に損害を与えてしまい、誠に申し訳ありませんでした。今後このような事がないよう、再発防止策を講じてまいります。

以上、議案第23号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

この案件につきましては、所管事務調査の案件となっております。

それでは質疑のある方は、お願いをいたします。

はい、本間委員。

○委員（本間輝男） この箇所については、先般、所管事務調査で話があったから、それ以上申し上げませんけれども、去年のこの地域及びこの図面の下、高梨八嶋地域において去年ここで川が氾濫して、かなりの面積、洪水に遭いました。この地図の真下です、赤い印の真下に。んで、ここら辺というのは3本の川が合流する地点で、非常に水が多い所です。んで、今、たまたまこの被害箇所のお宅というのは非常に温厚な方であったから、このぐらいで終わったと思うけれども、やっぱりここ、福田地域の流量を変えたことによって、特異なことなんだろうけれども、ここいずれ去年、道路河川課とも協議しながら、かなりのここ水漬いたところです。ですから、やっぱり相当吟味しながら当たっていただきたいという、私なりの要望も兼ねまして。答弁はいりません

○委員長（佐藤育男） はい。ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい。なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決し

ました。

○委員長（佐藤育男） 次に議案第33号、令和2年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。田畑経営管理課長。

○経営管理課長（田畑睦子） 議案第33号、令和2年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー2の補正予算書83ページと、資料ナンバー2-1、主な事業の説明書の24ページ・25ページをご覧ください。

今回の補正予算は、秋田県が実施する河川改修事業の進捗に合わせ、事業費を減額するもの、並びに集中監視システム統合整備事業において、事業内容が確定したことに伴い、減額補正をお願いするものであります。

それでは補正予算の内容について、ご説明いたします。

第2条資本的収入及び支出の補正であります。はじめに収入の企業債は、河川改修事業及び集中監視システム統合整備事業において、事業内容が確定したことから2,380万円の減額補正をお願いし、補正後の額を4億3,830万円とするものであります。

次に補償金については、秋田県が実施する淀川築堤工事の進捗に遅れが生じ、市が実施を予定していた配水管の布設替工事にも遅れが生じたため、県からの補償金として予定していた1,529万9千円の減額補正をお願いし、補正後の額を5,914万7千円とするものであります。

なお、これらの減額事業費については、精査の上、新年度当初予算に再度計上しております。

支出につきましては、集中監視システム統合整備事業が、新型コロナウイルス感染症の影響等により進捗に大幅な遅れが生じ、事業達成が困難となったため1,500万円の減額と、淀川河川改修事業に伴う配水管布設替工事費の未着手分を合わせて3,912万3千円の減額補正をお願いし、補正後の資本的支出を11億9,420万8千円とするものであります。

この補正に伴い、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億6,891万8千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,346万1千円、当年度分損益勘定留保資金3億2,545万7千円で補填するものとする。」に改めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい。なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（佐藤育男） 次に議案第34号、令和2年度大仙市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。田畑経営管理課長。

○経営管理課長（田畑睦子） 続きまして議案第34号、令和2年度大仙市下水道事業会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

補正予算書93ページと、資料ナンバー2-1、主な事業の説明書の26ページ、A3判資料の下水-1を併せてご覧願います。

今回の補正予算は、汚水の住宅への流入に伴う損害賠償金の補正と、秋田県が実施している事業の建設費負担金の補正をお願いするものであります。

それでは、補正予算の内容について、ご説明申し上げます。

はじめに、第2条の業務の予定量についてであります。

建設改良事業の予定量を1,409万7千円補正し、補正後の予定量を4億9,219万5千円とするものであります。

次に、第3条収益的収入及び支出につきましては、議案第23号においてご説明

いたしました汚水の流入に伴う損害賠償経費についてであります。補償額 2 8 1 万 9 千円と、収入として総合賠償保険金 2 3 9 万 9 千円の補正をお願いするものであります。

次に、第 4 条の資本的収入及び支出の補正であります。

予算書は 9 4 ページをご覧ください。

県が実施する事業への建設費負担金です。流域下水道建設費負担金及び県南地区広域汚泥資源化事業建設費負担金について、1, 4 0 9 万 7 千円の補正をお願いし、補正後の資本的支出を 2 5 億 4, 0 5 5 万 9 千円とし、これに伴い企業債を 1, 4 2 0 万円補正し、補正後の資本的収入を 1 6 億 3, 1 6 3 万 6 千円とするものであります。

この補正に伴い、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 9 億 8 9 2 万 3 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2, 2 2 2 万円 1 千円、当年度分損益勘定留保資金 8 億 8, 6 7 0 万 2 千円で補填するものとする。」に改めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい。なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（佐藤育男） 次に議案第５１号、令和３年度大仙市上水道事業会計予算を議題といたします。

はじめに予算概要について、当局の説明を求めます。田畑経営管理課長。

○経営管理課長（田畑睦子） 議案第５１号、令和３年度大仙市上水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

説明に用いる資料は資料ナンバー３、令和３年度当初予算書と主な事業の説明書に加え、Ａ３判資料の上水－１であります。

はじめに、私から上水道事業の概要について説明させていただきますが、時間の都合上、できるだけ説明を割愛させていただき、新たな取り組みなど前年度との変更点に絞って説明をさせていただきます。なお、主な事業の説明については、事業担当課長よりご説明申し上げます。

当初予算書は３９７ページをご覧ください。

はじめに業務の予定量であります。給水戸数は対前年度比１９０戸増の１万５，２０６戸、年間総配水量は対前年度比１９万３８立方メートル増の４２２万２，１０１立方メートル、１日平均配水量は対前年度比５２０立方メートル増の１万１，５６７立方メートルを予定しております。

次に第３条、収益的収入及び支出であります。Ａ３判資料の１ページ、当初予算概要の左側をご覧ください。

収入の事業収益は、対前年度比８１２万７千円減の８億８，５２７万１千円を見込んでおります。内訳といたしましては、収入の９割を占める水道料金は、対前年度比１，４９８万１千円減の７億９，７３２万９千円であります。また、営業外収益は一般会計からの補助金や長期前受金戻入などで、対前年度比７９０万７千円増の６，７９１万２千円を予定しております。

支出の事業費用については、対前年度比８６５万６千円増の８億２，４１８万８千円を見込んでおります。増額の主な理由であります。営業外費用の企業債支払利息と消費税の納付分、合わせて９２０万３千円減となった一方で、減価償却費が３，０６６万円増となったことなどによるものです。

次に第４条、資本的収入及び支出についてであります。予算書は３９８ページ、予算概要は右側をご覧ください。

資本的収入は、対前年度比５６８万７千円減の５７２万９千円を見込んでおり、減額の主な理由は、県事業に伴う補償金の減額であります。

資本的支出は、対前年度比８，６９７万８千円増の３億１，１５３万円を見込んで

おり、増額の主な理由として企業団地整備に伴う配水管布設工事と、企業債元金償還金であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額３億５８０万１千円については、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

また、繰入金は前年度と同額の８７３万４千円を予定しております。

第５条以下については説明を割愛させていただき、引き続き、主な事業について水道課長がご説明申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

次に事業内容について、当局の説明を求めます。野中水道課長。

○水道課長（野中正幸） それでは私から、議案第５１号、令和３年度大仙市上水道事業会計予算の事業内容について、説明させていただきます。

主な事業の説明書、上下水道局分ですが１１－１ページ、それからＡ３判の紙の資料、常任委員会資料・上水－１、こちらの２ページをお開きください。よろしいでしょうか。

それでは、ご説明申し上げます。

上水道事業の配水施設拡張改良事業は継続事業で、令和２年度に比較し７，２６７万７千円増の１億２，２７８万４千円を計上しております。

安全な水道水を安定的かつ効率的に配水するため、漏水事故や濁り水の発生しやすい管路を優先的に改良し、計画的に整備を進めることで、有収率の向上と経営基盤の安定化を図ることは、水道事業の根幹を占めるものでございます。

Ａ３判の資料の位置図をご覧ください。各工事の予算額を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

令和３年度の拡張工事としましては、１番の大曲西根地区に造成される企業団地に延長４３７メートル、４千万円を計上しております。２番の内小友字岡崎地内で、令和元年度までに整備しました七頭地区なながしらの配水管拡張に延長１３４メートル、７００万円、３番の角間川字大中島地内の配水管延長に延長６０メートルで４００万円を計画しております。

配水管改良工事としましては、令和２年度から着手いたしました４番の大曲あけぼの町地内の配水管改良工事に延長３３５メートル、４千万円、５番の戸蒔松ノ木地内で延長２７０メートル、２千万円、６番の内小友字山根地内で延長６３メートル、４００万円の工事を計画しております。なお、令和２年度に実施いたしました橋りょう添架管の点検で判明した、老朽化の激しい藤木下橋、館の橋の添架管を改

修するため、実施設計業務を合わせて778万4千円で委託する計画でございます。

A3判の資料には、3ページ以降にはそれぞれの詳細な位置図を記載しております。

以上、令和3年度大仙市上水道事業会計予算の事業内容について、ご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございました。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 収益的収入が営業収益・給水収益、落として見てるんだけど、これは加入戸数は増えてるんだけど、人口が減るという前提で掛かってるすか。

○委員長（佐藤育男） はい、田畑課長。

○経営管理課長（田畑睦子） はい、そのとおりです。給水戸数が約350人前後減っておりますので、それで減額しております。あと給水人口減のほかに、有収率ですけれども、有収率の方、見直ししております。この率についてはできるだけ現状に近い割合に近づけたため、その割合を下げております。そのため有収率が下がり、使用料も減収しております。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 企業会計で、この会計が一番安全かつ適切に執行されている予算だと私は思っていますが、全体の流れからいえば営業収益落としながらも、かなりきつく見ながらも、営業費用は逆に増えてるというようなことで、やっぱり、かなりこの水道関係もかなりきついという将来見込みを立てながらの予算編成であったのか。今野管理者にお聞きします。

○委員長（佐藤育男） はい、今野管理者。

○上下水道事業管理者（今野功成） お答え申し上げます。給水収益については、先ほど経営管理課長が申し上げましたとおりであります。それで支出の方につきましては、主に減価償却費がこれまでよりも、宇津台浄水場の完成に伴い、現金、お金が伴わない支出でございますが、大きく増えたということで収益の方が増加しているということでもあります。なお、経営につきましては委員ご指摘のとおり、この会計につきましては非常に健全な経営ではあります、やっぱり毎年毎年、利益は、純利益につきましては少しずつ減少しているというのが、状況でございます。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 最後になります。いずれ、宇津台の浄水場ができてきて、その償還も始まってくる中で、かなりきついなと思っています。んで、やっぱり内部留保資金を、これ減価償却の中で調整すると思うんだけど、収支差し引きがやっぱり、ここが確実に上がってこなければ、やっぱり経営を圧迫するという感じになると思います。んで、その原点の中にやっぱり水道管の布設が、大分やっぱり長期にわたってかなり傷んでくるというような状況が当然あるわけです。そういうことについてはかなり吟味していると思うんだけど、資本的収入・支出のところで、やっぱりこの不足額が極端に大きいというところが、私なりに見ると、ここがネックだなあと私なりには見てます。この減価償却含めたこの内部留保資金の扱い方について、と同時に収支差し引きのこの考え方というのは将来的に管理者、何と見てますか。

○委員長（佐藤育男） はい、今野管理者。

○上下水道事業管理者（今野功成） 質問にお答え申し上げます。委員ご指摘のとおり、配水管も大分、布設から年数が経過してまして老朽化しておりまして、その更新の時期に来ていることは間違いございません。また、もう一つは、もう一つの浄水場であります玉川浄水場もまもなく50年を迎えるということで、宇津台の終了した後は、いつ玉川浄水場を改築するかというのも、ひとつの方向性を見出さなければならぬ時期には来ていると思います。そういう中で今回、これまでは企業債を起こすことなく経営できていた事業でございますけれども、宇津台浄水場事業が28億円という巨費でございましたので、昨年度に限り8億円の地方債を起こしまして、それ以外は内部留保資金を充当していたということで、私としては非常に優秀な、優良な会計だったと思いますが、その8億円の償還今後出ますし、委員のご指摘のとおり老朽管の更新等もありまして、これまでのような、もちろん安定した経営に取り組んでまいりますけれども、少し資本的支出については先を見越しながら、やっぱり、しっかりと経営していかなければならないと考えております。

○委員（本間輝男） はい、分かりました。

○委員長（佐藤育男） いいですか。

○委員（本間輝男） 結構です。

○委員長（佐藤育男） はい。ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい。なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) 討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(佐藤育男) 次に議案第52号、令和3年度大仙市簡易水道事業会計予算を議題といたします。

はじめに予算概要について、当局の説明を求めます。田畑経営管理課長。

○経営管理課長(田畑睦子) 続きまして議案第52号、令和3年度大仙市簡易水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

当初予算書は429ページ、A3判資料・簡水ー1の1ページをお開き願います。

はじめに業務の予定量であります。給水戸数は対前年度比96戸減の8,987戸、年間総配水量は対前年度比1万7,770立方メートル減の272万9,753立方メートル、1日平均配水量は対前年度比48立方メートル減の7,479立方メートルを予定しております。

次に第3条、収益的収入及び支出であります。A3判資料、当初予算概要の左側をご覧ください。

収入の事業収益は、対前年度比3,387万2千円減の12億4,713万8千円を見込んでおります。収入の約半分を占める水道料金については、給水戸数の減少と新型コロナウイルスの影響により、温泉、道の駅、福祉施設等で使用料が減少しており、対前年度比1,995万4千円減の5億8,074万1千円であります。また、営業外収益は一般会計からの補助金や長期前受金戻入などを見込んでおります。

次に、支出の事業費用については、対前年度比7,091万2千円減の11億691万円を見込んでおります。営業費用は取水施設、浄水施設、配水施設などの維持管理費用のほか、簡易水道事業全般に係る費用を見込んでおりますが、主な減額の要因は、現金の支出を伴わない減価償却費の減によるものであります。また、営業外費用は企業債支払利息が主な費用であります。

次に第4条、資本的収入及び支出についてであります。予算書は430ページ、

当初予算概要は右側をご覧ください。

資本的収入は、対前年度比2,396万9千円減の8億4,042万円を見込んでおり、減額の主な要因は、水道未普及地域解消事業に係る国庫補助金のほか、一般会計からの出資金が増となる一方で、県の河川改修に伴う補償金などが減額となるためであります。

次に資本的支出は、対前年度比2,053万5千円減の12億1,279万6千円を見込んでおり、主な理由として協和地域の橋りょう添架管工事等に係る負担金と企業債元金償還金が増となる一方、配水施設拡張改良費が減額となるためであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億7,237万6千円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、並びに当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

また、繰入金につきましては、企業債償還分が増となったことから、1,100万円増の4億5,900万円を予定しております。

第5条以下については説明を割愛させていただき、引き続き、主な事業について水道課長がご説明申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございました。

次に事業内容について、当局の説明を求めます。野中水道課長。

○水道課長（野中正幸） それでは私から、議案第52号、令和3年度大仙市簡易水道事業会計予算の事業内容について、説明させていただきます。

主な事業の説明書は11－2ページ、A3判の常任委員会資料・簡水－1の説明資料は、ただいま見ていただきました当初予算概要の次の2ページをお開きください。

説明申し上げます。

簡易水道事業の神宮寺地区簡易水道事業は継続事業で、前年度比3,573万5千円増の2億4,100万6千円を計上しております。

隣接する北檜岡地区簡易水道と大野地区簡易水道の統合、並びに水道未普及地区の松倉地区への配水管拡張を行い、水道利用者を確保し、事業継続を図るものでございます。

令和3年度は前年度に引き続き、松倉地区の配水管布設工事に延長3,388メートル、1億5,903万8千円、金葛・関口地区の配水管布設替工事に延長689メートル、4,369万2千円を計上しております。

A 3 判の資料の 3 ページをお開きください。

神宮寺浄水場地内の急速ろ過器ろ材充填等工事としまして 3, 8 2 7 万 6 千円、これらを合わせて、全体で 2 億 4, 1 0 0 万 6 千円の事業を計画してございます。

続きまして事業説明書 1 1 - 3 ページ、紙の A 3 判の資料は 4 ページをお開きください。

協和南部地区簡易水道事業は継続事業で、前年度に比較しまして 1, 5 6 8 万 6 千円増の 8, 8 8 6 万 9 千円を計上しております。

協和南部地区簡易水道事業は、水道施設、配水管の老朽化による漏水事故等が多発したことから、平成 2 9 年度から年次計画により配水管の布設替えを行っております。

令和 3 年度は^{はんせんこだいざわ}半仙小平沢工区で延長 8 8 2 メートル、5, 8 4 3 万 2 千円、半仙団地工区で延長 6 6 4 メートル、3, 0 4 3 万 7 千円の布設替えを計画しており、合わせて 8, 8 8 6 万 9 千円を計上し、令和 7 年度の完成を目指しております。

次の 5 ページには、全体の計画と年度別の事業位置図を記載しておりますので、後ほどご覧願います。

先ほど、^{こだいざわ}小平沢と申し上げましたが、^{こひらざわ}小平沢の間違いでございます。大変申し訳ございませんでした。訂正させていただきます。

続いて事業説明書は 1 1 - 4 ページ、A 3 判の紙の資料につきまして、次の 6 ページをお開きください。

南外地区簡易水道事業は継続事業で、前年度に比較し 5, 7 9 6 万円減の 8, 2 0 4 万円を計上しております。

南外地区簡易水道事業は、内小友中山地区へ給水を拡張するため、令和 2 年度から配水管布設工事に着手いたしました。

令和 3 年度は、延長 1, 3 9 0 メートル、7, 9 8 3 万 6 千円を計上しております。また、中山配水ポンプ場を新たに設置しなければならないため、用地の鑑定評価、購入費、立木補償費を合わせて 3 1 9 万、計画しております。なお、配水ポンプ場の建築は令和 5 年度、通水の開始は令和 6 年度の予定となっております。

続きまして事業説明書 1 1 - 5 ページ、A 3 判の資料は 4 ページにお戻りいただきましてお開きください。

河川改修工事に伴う配水管布設替事業（協和地域）は継続事業で、前年度に比較し 5 7 0 万 1 千円減の 5, 7 5 3 万 8 千円を計上しております。

淀川河川改修事業に伴います、国道 3 4 1 号に架かる川原橋並びに馬場橋の架け

替えに伴い、添架管の布設替えを県工事の進捗に合わせて実施いたします。

令和３年度は、馬場橋の布設工事に２，２１２万１千円を計上しております。なお、馬場橋の主構造変更負担金として県に２２６万円、川原橋の主構造変更負担金として県に１７４万１千円、並びに足場共同施工のための負担金としてＮＴＴインフラネットに３，１４１万６千円を計上しております。なお、馬場橋は令和３年度中、川原橋は令和４年度の完成予定となっております。

以上、令和３年度大仙市簡易水道事業会計予算の事業内容について、ご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございました。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

はい、本間委員。

○委員（本間輝男） すいません、私だけ。早く質問します。大変不調法です。簡水計画について、私、前から思っていることなんでしょう、一つは旧町村時代、補助が国から入ってくるという前提で、土木予算の確保という意味からしても、非常にこれ前向きに旧町村で取り組んできた事業だと思います。ただ、これだけやっぱり事業がどんどんやっぱり長期間にわたってやっていくとすれば、市の財政負担もかなり増えてくるんじゃないかなという危惧をしています。んで、これ見ても分かるとおり、水道料金の料金設定が半分にもいかないような状況にあるわけです。んで、これ収益的の見ても分かるとおり、１２億５千万の中で６億弱ぐらいしかないというようなことからして、かなりきついと思っています。んで、一般会計から出資金として２億６千万、それから一般会計の繰越金が５億円ぐらい投入しながら進めていく事業だと思うんですけど、これ、こういう事業というのはどんどんどんどん先を見越して進めていくという姿勢にあるのかどうか。どっか途中で、どっかで軌道修正かけていかないと、会計として持たないというような考え方してるのか、まずそれが第１点。

第２点は、簡水の決算書というのは一本で出てきます。んで、これ一本で出されてると、非常に経営内容が、私らとしてみれば十把一絡げで分かりにくいと。例えば仙北地区、南外地区、協和地区とかこういう地区別に収支を、単式で結構です、複式でなくていいから、単式で出すような考え方というのは。例えば収入がどれぐらいあって、経費がどのぐらい掛かって、収益がどのぐらいあるかというような考え方、地域ごとに出せるようなものなのかどうか。そこら辺について管理者なり課

長が答弁していただければと思います。

○委員長（佐藤育男） はい、今野管理者。

○上下水道事業管理者（今野功成） 本間委員のご質問にお答え申し上げます。まずは1点目の簡易水道事業、旧町村時代から大分長年にわたって進めてきてるけども、このまま進めるのか軌道修正を行うのかというご質問でございます。簡易水道事業は旧町村時代に大分進めてまいりまして、合併後について地区として整備したのは西仙北地域の大沢郷地区だけだと承知しております。そういうことで、現在の人口の状況、今後の状況等を考えますと、今、市の西側、協和・西仙北・神岡・南外については加入されない方もいらっしゃいますが、全戸に接続できる配水管を布設しております。ですから、私どもとすれば西部の4地区については簡易水道エリアということです。ただ、東部の太田地域は簡易水道ございません。それから中仙も普及率は3割程度でございまして、仙北地域で5割程度ということで、井戸水の水量が豊富だということもありまして、なかなか旧町村時代からこう進んでこなかったという事情もありますし、合併後、新たな簡水の増設についてのアンケートも実施しましたが、あまり多くの方の賛成を得られないということで、今現在、状況にありますので、簡易水道事業の拡張ということ自体は今現在、特に大きいエリアということでは考えておりませんので、主に維持管理、それから今は人口減少に向かった施設の統廃合の方を進めておりますので、なるべく経費を掛けない、料金収入も下がってまいりますんで、そういう方向に事業を向けております。

それから2点目の地区ごとに、旧町村単位の地区ごとに経費、収入と支出、出るかということですが、これ決算ベースだと多少案分しなければならぬケースも出てくると思いますが、細かいところまではいかないとすれば、おおむねは出せると考えております。

以上です。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 二つ目の質問については、これは経費の案分、当然だと思います。んで、私からすれば、その数字を見ていいとか悪いでなくて、直せるものがあるかどうかを確認したいという意味なので、そこら辺は出していただけるとすれば、3年度中に出していただけるとすれば、2年度分とかそういうかたちを出していただければありがたいと思ってます。

で、もう一つだけ、ちょっと聞きます。市の財政負担について、これ市長・副市長等と当然、管理者、協議すると思いますが、これに対して市長サイドから

はどういうような要望とか、こういうふうなかたちをとってほしいとか、そういう基本的な姿勢については、市長・当局側から何とか言われてるすか。

○委員長（佐藤育男） はい、今野管理者。

○上下水道事業管理者（今野功成） 本間委員のご質問にお答え申し上げます。この公営企業会計といいますか、水道・簡易水道・下水道につきましては、私の方にこの経営の部分を任せられている関係もありまして、特に指示というのはありませんけれども、ただ、委員ご指摘のとおり、簡易水道事業は一般会計からの繰入金で、今年度も収益的、それから資本的に入れて4億5,900万円ということで、大分大きい金額でありますので、ここいら辺は私どもの方でも、先ほど申しあげました施設の統廃合とか、この後、民間の方に施設の維持管理を委託する方向で検討する等で、経費を抑制するかたちを取りながら、経営は進めてまいりたいと考えております。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 最後の質問になります。私のとこの仙北地域、太田も中仙地域も奥羽の伏流水というかたちで、簡水に入らない地域もかなりあります。ただ、そういう地域もかなり老朽化した管路を持ったり、それから揚水機が故障とか、それからボーリングが再度必要なような、簡水に入らない地域もあるわけです。そこら辺のことについて、これ企業会計とは若干違いますけれども、これからいずれ簡水を造ろうかなあなんていう地域がもし出た場合の対応についての姿勢を求めます。ちょっと聞きます。

○委員長（佐藤育男） はい、今野管理者。

○上下水道事業管理者（今野功成） 本間委員のご質問にお答え申し上げます。仙北地域については委員ご指摘のとおり、組合簡水と申しますが、大分多くて、そちらの方で水を確保されているという市民の方も大勢いらっしゃると思います。ただ、最近ですけれども、やっぱりその管理か、もしかすると井戸の状況等によるものと思われるのですが、近くに市の簡易水道の配水管が行ってる地域の中には、将来、市の水道の方から供給をいただけないかというご相談をいただいている場所もございますので、そういう場合については、水は、これは市民にとって必要なインフラでございますので、ぜひ拡張しながら要望に応えてまいりたいと考えております。

○委員（本間輝男） はい。終わります。

○委員長（佐藤育男） はい。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい。なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査中ですが、休憩ため、暫時休憩をいたします。この時計で11時5分、再開といたします。

（ 午前10時53分 休 憩 ）

（ 午前11時03分 再 開 ）

○委員長（佐藤育男） それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に議案第53号、令和3年度大仙市下水道事業会計予算を議題といたします。

はじめに予算概要について、当局の説明を求めます。田畑経営管理課長。

○経営管理課長（田畑睦子） それでは最後に議案第53号、令和3年度大仙市下水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

当初予算書は463ページ、主な事業の説明書は11－6から、A3判資料の下水－2を併せてお開き願います。

はじめに業務の予定量であります。接続戸数は対前年度比564戸増の1万4,803戸、年間総処理水量は対前年度比6万5,939立方メートル減の437万2,968立方メートル、1日平均処理水量は対前年度比181立方メートル減の1万1,980立方メートル、建設改良事業は対前年度比1億3,593万2千円減の3億3,469万円を予定しております。

次に第3条、収益的収入及び支出であります。A3判資料の1ページ、当初予算概要の左側をご覧ください。

収入の事業収益は、対前年度比1億3,028万2千円減の33億6,761万1千円を見込んでおります。主な内訳であります。下水道使用料は大曲地域の整備

工事が完了したことに伴い、接続率が向上したことなどから、対前年度比1,247万2千円増の6億8,082万1千円であります。また、営業外収益の一般会計からの補助金については1億3,600万円の減となっておりますが、これは配分割合の見直しによるもので、資本的収入に繰り入れる出資金は1億2,900万円増額しており、この二つを合わせた繰入金の合計は、A3判資料の中程右側に記載のとおり、760万円減の20億6,920万円であります。

次に支出の事業費用については、対前年度比3,042万1千円減の28億3,898万円を見込んでおります。営業費用は、^{かんきょ}管渠や処理場などの維持管理費用のほか、事業全般に係る費用、流域下水道負担金及び減価償却費などであります。また、営業外費用は企業債支払利息が主な費用であり、年々減少傾向にあります。

次に第4条、資本的収入及び支出についてであります。予算書は464ページ、予算概要は右側をご覧ください。

資本的収入は、対前年度比6,523万3千円減の15億4,340万3千円を見込んでおり、企業債、一般会計からの出資金、国庫補助金などのほか、簡易水道事業と同様に、河川改修に伴う県からの補償金加わっております。

次に資本的支出は、対前年度比1億2,636万5千円減の23億9,262万1千円を見込んでおります。主な内訳であります。建設改良費は大曲西根地区の企業団地整備事業に係る管渠工事、神岡東部地区の農業集落排水施設を流域下水道に接続するための管渠工事などあります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8億4,921万8千円については、当年度分損益勘定留保資金、並びに消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

第5条以下については説明を割愛させていただき、引き続き、主な事業について下水道課長がご説明申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございました。

次に事業内容について、当局の説明を求めます。古屋下水道課長。

○下水道課長（古屋和久） 議案第53号、令和3年度大仙市下水道事業会計予算の事業内容について、ご説明申し上げます。

主な事業の説明書は11－6ページをお開きください。

下水道事業 建設改良費（公共下水道・特定環境保全公共下水道）であります。

事業費は、前年度比1億3,665万7千円減の1億9,471万5千円であります。

続きまして、A 3 判資料・下水-2 の 1 枚目をご覧ください。

事業一覧表となっております。

続きまして、A 3 判資料の 2 ページをお開き願います。

下水道事業位置図となっております。

資料は 3 ページをお開き願います。

公共下水道管渠布設工事の大曲地域の位置図となります。

大曲地域福見町の私道の管路工事であります。公共下水道整備工事は面整備としては令和 2 年度で終了いたしますが、この工事は大仙市公共下水道処理区内私道対策公共下水道敷設要綱に基づいて行います。管路工事は赤く着色された箇所、延長 3 4.5 メートル、事業費 4 6 0 万円を計上しております。

資料は 4 ページをお開き願います。

ストックマネジメントによる管渠改築工事です。

佐野町、朝日町及び若竹町地内に昭和 4 3 年、民間資本により整備された下水道であります。管のたるみ・破損・ずれ等が生じてきており、令和 2 年度から改築し、令和 3 年度及び令和 4 年度で開削による布設替え工事を行うものであります。赤く着色された箇所が令和 3 年度分で、総延長 2 5 6.1 7 メートル、事業費 3, 2 1 0 万円を計上しております。緑で着色された箇所は令和 4 年度分であります。

続きまして、資料は 5 ページをお開き願います。

神岡東部地区農業集落排水施設の流域への接続であります。令和 2 年度から整備が開始され、令和 3 年度及び令和 4 年度の整備計画となっております。令和 3 年度は赤く着色された箇所、延長 8 4 3.2 メートル、工事費 7 千万円を計上しております。令和 4 年度は緑色で着色された箇所であります。

続きまして、資料は 6 ページをお開き願います。

仙北地域福田地区の流域下水道接続工事であります。

この工事は今年度、置上ポンプ場でのマンホールポンプ故障による下水道汚水の住宅への流入事故を受け、対策工事として圧送管路を二条化、管路を 1 本追加し、貯留マンホールを設置する工事であります。延長が 6 0 0 メートル、貯留マンホール 1 カ所。工事費 4, 5 0 0 万円を計上しております。

また、資料はございませんが、下水道施設更新工事として大曲地域のほかに、仙北地域置上ポンプ場マンホールポンプ更新工事等として、工事費 2, 4 0 1 万 5 千円を計上しております。

主な事業の説明書ですけれども、1 1 - 7 ページをお開きください。

下水道事業 建設改良費（農業集落排水）であります。

事業費は、前年度比 1,677 万 6 千円増の 1 億 1,513 万 4 千円であります。

資料は 7 ページをお開き願います。

河川改修関連事業 農業集落排水管渠布設替工事の位置図です。

淀川河川改修 川原橋・馬場橋・川口橋 3 橋の架け替えに伴うマンホールポンプ施設かさ上げ工事、及び雄物川河川改修 小平沢樋門^{ひもん}管渠移設工事として、延長が 63 メートル、工事費合計 1,531 万 2 千円を計上しております。

また、資料はございませんが、マンホール施設工事積算業務委託料として 72 万円、川原橋下水道管添架工事に伴う負担金といたしまして 1,484 万 2 千円を計上しております。

資料は 8 ページをお開き願います。

企業団地整備関連事業 農業集落排水管渠布設工事の平面図であります。

令和 2 年度からの継続事業となりまして、令和 3 年度は総施工延長 508.4 メートル、マンホール設置工 6 カ所、水中ポンプ 1.5 キロワット 2 台等で、工事費 4,200 万を計上し、令和 3 年度で終了予定となっております。

資料は 9 ページをお開き願います。

機能強化事業（処理区統合・処理場改築更新）であります。

西仙北地域川里地区処理場の改築更新の実施設計といたしまして 1,330 万円を計上しております。

資料は、10 ページから 11 ページをお開き願います。

機能強化事業の機能診断・事業計画策定業務委託であります。

農業集落処理区同士の統合や改築更新に向け、機能診断をして事業計画書を策定する事業です。資料 10 ページは協和地域の稲沢処理区を水沢処理区に統合するもので、機能診断 321 万円、計画策定 280 万円を計上しております。資料 11 ページは太田地域の大町処理区を横沢処理区に統合するもので、機能診断 190 万円、計画策定 250 万円を計上しております。

資料はございませんが、ほかに農業集落排水施設更新工事として、大曲地域角間川処理場破碎機などの更新工事として、工事費 1,855 万円を計上しております。

主な事業の説明書は 11－8 ページをお開きください。

下水道事業 建設改良費（流域下水道建設費負担金）であります。

資料の添付はございません。

事業費は、前年度比 1,497 万 5 千円減の 1,197 万 8 千円であります。

流域下水道建設費負担金の令和３年度事業内容といたしましては、処理場施設の照明設備更新設計、大曲幹線ほかの管渠布設工事、管渠耐震診断を予定しており、市町村別計画汚水量を基に案分し、８５６万２千円を計上しております。また、秋田県県南地区広域汚泥資源化事業建設費負担金の令和３年度事業内容といたしましては、処理場施設の測量、地質調査、要求仕様書の作成を予定しており、市町村別発生汚泥量を基に案分し、３４１万６千円を計上しております。

以上、事業内容についてご説明申し上げましたけれども、よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございました。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

はい、本間委員。

○委員（本間輝男） まず一つは、大曲地域の公共下水道がおおむね計画を達成したということなんだけれども、この後、まだ実施してない地域に関してどのような基本的な方針でいくのか、ちょっとお聞きします。

○委員長（佐藤育男） はい、今野管理者。

○上下水道事業管理者（今野功成） 本間委員のご質問にお答え申し上げます。大曲地域の公共下水道事業につきましては管渠工事、市の部分については今年度で終了でございます。それで、当初の昭和５６年に旧大曲市で計画したものについては、現在の計画から除かれております四ツ屋地区ですとか、それから大曲の川目地区等々含まれた計画でありましたけれども、平成２５年度にこのままの事業費で事業を進めていくと、事業が終わる、下水道の管渠が届くまで６０年も７０年もかかるという

ことでありまして、とてもそこまでお待たせするわけにもいかないという事情もありまして、住民説明会を開催し、現在のエリアにとどめたところがございますので、今回の特別な新たな開発行為とかが、早期に取り組むような行為があれば別ですが、今のところは現在の地域から拡張する計画はございません。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） もう一つ。農集ほかの事業が合併槽に切り替わってきたということに対して、これ経済効果とか費用対効果を考えると、私はこの方が良かったなあと考えてますが、その効果についてはどのような判断してますか。

○委員長（佐藤育男） はい、今野管理者。

○上下水道事業管理者（今野功成） お答え申し上げます。本間委員ご指摘のとおり、今、下水道事業を経営しておりますと、特に農業集落排水地区については当初の計画の接続率5割も満たない所が何カ所もございまして、非常に経営が苦しくて、一般会計からの繰入金で賄っているというのが実情でございまして、基本的な考え方として合併処理浄化槽を推進していく、市の方ではそれに対して補助金を出すという方が、下水道事業として経営するよりは、都市計画区域以外については、そういう方向性が正しいのではないかというような認識を持っております。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） もう一つ。農業集落排水の機能強化事業を強化していくということに対して、私、非常にいいことだと思ってます。んで、やっぱり効率的な処理場の機能を向上させるために、やっぱり従来の形式をやめて、やっぱり大きい団地の中でくくりを大きくして、効率的な経営をするというのは大変いいことだと思います。んで、このことについてはやっぱり、これからももっともっとやっぱり進められるところは進めるという方向でいいすか。

○委員長（佐藤育男） はい、今野管理者。

○上下水道事業管理者（今野功成） ご質問にお答え申し上げます。委員ご指摘のとおり、現在、昨年度から仙北地域の3カ所をはじめとして、今後、市内の農業集落排水はなるべくは、一番経費掛かるところは処理場でございますので、その施設を統一、合併してなくして、経費の節減を図るという方向でありますので、計画を持っておりますので、その計画にのっとして、今後しばらくは施設の統廃合を計画的に進めてまいりたいと考えております。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） ちょっと話変わりますが、県南の流域下水道事業、これ流れとしては悪くないんだけど、これ事業として永遠とやってるんだけど、この前も説明書送られてきた中で見てるんだけど、これ何年なればできるやつですか。

○委員長（佐藤育男） はい、今野管理者。

○上下水道事業管理者（今野功成） 本間委員のご質問にお答え申し上げます。県の流域下水道の大曲処理区のお話、ご質問だと思いますが、大分長い間、事業実施していることはご指摘のとおりでございまして、ただ、施設を拡張するということの工事は、今、行っておりませんので、施設の維持管理ということで更新等に、今、県の方で事業費を投入しているということで、それに対する負担金を毎年計上させていただいております。今後については今の、まもなく協定を結びます横手市の黒

川に建設します県の流域下水道の横手処理区という所に統合されてまいりますので、大曲処理区については、有る以上はこの維持管理費というのは当然必要としますし、それに投じる資本的支出もあるかと思いますが、これまでのような拡張等の事業はそうそうないのではないかと考えています。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 管理者、んだでもよ、これ、おそらく10年単位で負担金を徴収しながらやってきてる。んで、この財源内訳を見れば国が大半だと、2分の1と。あと、県が残りの2分の1。あと、関係町村が残りの2分の1というような体制だと思うんだけど、これ横手さ造るかもしれないけども、我々市民から見れば誠に進まない事業だなという感触が常にあります。んで、秋田県がやろうとしてるのは、国がやるからやむを得ずやっている事業なのか、それとも…。そこら辺の解釈がちょっと私、分からないので、管理者、どのような情報を得てますか。

○委員長（佐藤育男） はい、古屋課長。

○下水道課長（古屋和久） 今のご説明させていただきます。こちらの方なんですけれども、今、管理者もおっしゃったとおり、秋田県の県南地区の方に広域の汚泥資源化ということで、汚泥を処理する施設、今、建設の予定です。これが令和7年度に建設が完了の予定なんですけれども、今、秋田県の方で県北に今、一つ汚泥・し尿の方の施設造っておりまして、県の方でもまず広域化で一つ、県北に一つ、中央に一つ、県南に一つということで、それでコストの方をできるだけ削減しようということで、県主導で行っております。まず市の方としても、まず、そこら辺のところに関してはコストが安くなるというところで、県の事業の方にまず協議をしながら、こちらの方に参加していくというスタンスになっておりますので、ご理解の程をよろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 最後になります。時間になりましたので。合併槽のよ、申請に関して、生活環境課とか、課の担当が非常に分かりにくいという市民の方々の声あります。例えば住宅建てる場合、建築住宅課さ行く。そうすれば合併槽はここさ行け。せば、普通だば上下水道局だかと思えば、生活環境課さ行けとかって、非常にやりにくいという話あるんだけど、そこら辺の機構改革なり、そういうところの話し合いはねがったもんだすか。

○委員長（佐藤育男） はい、今野管理者。

○上下水道事業管理者（今野功成） 本間委員のご質問にお答え申し上げます。市の

業務分担ということで、前、合併処理浄化槽についても平成29年度までは下水道課で担当しておりましたので、そういう面では市の下水道へつないでいただく場合と、合併処理浄化槽により汚水を処理していただく場合ということで、一本化していった経緯はございます。んで、平成30年度に上下水道局を公営企業化した際に、公営企業会計、要するに事業を行うだけということでした関係上、合併処理浄化槽の補助については委員ご指摘のとおり、他の部署へ、市長部局へ行ったという経緯がありますので、機構改革等については私、申し上げることはできませんけれども、そういう市民の方のご要望があったという点についてはお伝えしておきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 管理者言うとおりのんだ。分かるけれども、市民の立場からすれば非常に分かりにくいと。だからやっぱりそこら辺はよ、市民のほう、実際思ってるし、生活環境課さ行くっていえば1階の一番奥さ行かねねど。んだすべ。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

○委員（本間輝男） んだすべ。だからやっぱり、分かりにくいって言うなや。だとすれば、そこら辺やっぱり横の連絡取るなり、きちんとした形で、浄化槽に関しては生活環境課、あんたがた事業だからやってないというようなことを、やっぱりきちんとしてほしいという市民の要望です。

終わります。

○委員長（佐藤育男） はい、ほかに質疑はございませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛） まず、教えてもらいてえことだでも、今、予算議会だから確認しますけれども、まずいろいろ下水でも上水でも使用料予定して、そして金額も収入予定と書くと。それは、だと思っても、実際の水道料金でも下水料金でも使わねば、それは下がった数字やるんだけれども、よく最後に決算打つとき感じることも、その未収入というか、そういう減額も予想してるもんだべがなと。一言よ、予算だから立てた後に、このように。んだって数字はそうさすべ。使った料金だけをここさ載せてるんだすべ。当然、収益だから。俺、何言いてがっていえば、それをそのまま載へるのいいでも、見込みっていえばおかしいでもよ、100パーセントの数字上げる、だとすれば、そのようにします、言葉、今、この後に出るかもしれねえすどもよ。それとも未納者の部分も含めた数字、でねえと思うんだけれども、そこら辺はなんとふうに見てるもんだべかなと。んで、100と、んでねば、最後に言葉で100に目指すとかという言葉で締めていただければなと。ただ一言そう

いうの言ってくてだったっす。

○委員長（佐藤育男） はい、田畑課長。

○経営管理課長（田畑睦子） この使用料の見込み額の算定につきましては、実際の水量から算定しておりますので、現在未納となっている人の分も含まれております。でも、それはまず回収する目的で含んでおりますので。

（雑談あり）

○委員長（佐藤育男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛） くどいようだけど、今の答弁聞いて、そうすれば、その収入の見込みというか、それは前の払わねえ分も含まれてるということな。今の使用料ばかりのだけでねえんだな、それは。なんたふうになる。何言いてか分かんねえすか。

○委員長（佐藤育男） はい、田畑課長。

○経営管理課長（田畑睦子） この予算額は現年度の分、単年度の分だけですので。

○委員（佐藤隆盛） うん、単年度分。

○経営管理課長（田畑睦子） 単年度の分だけです。で、これは先ほど申しましたとおり、実数によって出しておりますので、未納の分も含まれての見込み額となっております。

○委員（佐藤隆盛） 見込み額な。

○経営管理課長（田畑睦子） はい。

○委員長（佐藤育男） はい、今野管理者。

○上下水道事業管理者（今野功成） 佐藤隆盛委員のご質問にお答え申し上げたいと思います。今、経営管理課長から答弁させていただきましたけれども、予算自体は企業会計上、今、申し上げましたとおり１００パーセントの使用料に対する収入額を計上しております。実際に当年度分、例えば今のでまいりますと、令和２年度分についての現在の収納率は９９．７パーセントということで、ほぼ１００パーセントに近い状況でまず収納させていただいておりますが、委員のご指摘のとおり、実は未納というのもありますので、それについてはご使用なさった市民の方から納めていただくように、引き続き取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（佐藤育男） はい。よろしいですか。

○委員（佐藤隆盛） いいす、いいす。

○委員長（佐藤育男） はい。ほかにございませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい。なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 討論なしと認めます。

採決をいたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、上下水道局の審査を終了いたします。

職員の入れ替えのため、暫時休憩をいたします。

（ 午前 11 時 34 分 休 憩 ）

（ 午前 11 時 36 分 再 開 ）

○委員長（佐藤育男） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

審査に入る前に、挨拶をお願いいたします。古屋建設部長。

○建設部長（古屋利彦） 建設水道常任委員の皆さまは、本会議休会中のところ、常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます

今冬の豪雪につきましては、12月中旬から2月上旬までの積雪が記録的な数値となりましたが、その後の降雪は落ち着いているものの、堆雪された雪の密度が高く、排雪作業に多くの時間と費用を要しているのが今冬の特徴となっております。

本日現在の積雪深であります、1月5日に最高値の166センチを記録しました大曲地域で、現在100センチ、一番少ない地域が太田地域の29センチとなっております。

雪解けが進む中、今冬は低温による凍結日も多かったことから、道路舗装面の損傷が特に目立ってきており、現在、その補修を実施しているところであります。引き続き、道路パトロールの強化及び速やかな補修の実施に努め、利用者が安全に通行できますよう取り組んでまいります。

さて、本日、ご審議をお願いいたします案件は、条例改正案2件、市道路線の認定及び廃止案件のほか、令和2年度一般会計補正予算案として国の第3次補正予算に係るもの、及び昨日、追加提案をお願いいたしました道路除雪対策費、それと令

和 3 年度一般会計当初予算案についてであります。

令和 3 年度の建設部全体の一般会計当初予算額につきましては、前年度と比較し、今年度で終了する事業などにより減額となった項目もありますが、部全体では前年度より若干の増額となっております。

各課の代表的な取り組みであります。道路河川課、西仙北・協和及び中仙・太田建設事務所におきましては、継続的に実施している路線及び各地域より要望のある箇所の道路改良や道路維持補修などの交通インフラ整備とともに、通学路歩道整備事業などを引き続き実施するほか、橋りょうについては点検結果に基づき、補修設計及び工事を実施するものであります。

用地対策課におきましては、引き続き、国土調査の実施、及び未登記道路の解消に努めてまいります。

都市管理課におきましては、公園維持管理費について、業務量が多い公園の草刈り業務などに対応するため、作業員の増員など拡充を図るとともに、引き続き、公園施設長寿命化計画の策定に向け、準備を進めてまいります。

また、建築住宅課におきましては、依然として高い市民ニーズに対応するため住宅リフォーム支援事業を継続するほか、計画を更新しました公営住宅等長寿命化計画に基づきまして、市営住宅の長寿命化工事を実施いたします。

各案件につきましては、各担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

以上です。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございました。

○委員長（佐藤育男） それでは、審査に入ります。

議案第 15 号、大仙市建築物エネルギー消費性能向上計画等認定手数料条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第 16 号、大仙市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例の制定についての 2 件は、関連がありますので、一括議題といたします。

当局の説明を求めます。讃岐建築住宅課長。

○建築住宅課長（讃岐敬司） それでは議案第 15 号、大仙市建築物エネルギー消費性能向上計画等認定手数料条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第 16 号、大仙市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

こちらの議案書では、２５ページから３０ページに記載されております。説明の方は、このＡ３判の右上に建住－１と記載した資料によりご説明しますので、次の１ページをご覧ください。

はじめに、１の本条例案の改正理由についてであります。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号）及び同法施行令（平成２８年政令第８号）の一部が改正されたこと、並びに令和２年９月４日付の事務連絡、建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料の設定が発出されたことにより、所要の改正を行うものであります。

次に、２の改正内容についてであります。

（１）は、条例の題名を大仙市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例に改めるものであります。

（２）は、法律に規定する省エネ適合性判定の対象は、これまでは２，０００平米以上の非住宅建築物でありましたが、これを３００平米以上にするなどの制度改正が行われたことに伴い、当該適合性判定に係る手数料の額を加えるなどの改正を行うものであります。

（３）は、法律の一部改正に伴う条ずれ、号の繰り下げ及び文言の整理を行うものであります。

３の施行期日は、令和３年４月１日とするものです。

ここで大変恐れ入りますけれども、８ページ、最後のページをお願いいたします。

表の左側には、この条例の改正概要を載せておりますが、（２）の①をご覧ください。現行は２，０００平米以上の大規模な非住宅が適合性判定の対象建築物でありましたが、今般の改正により、市が審査する３００平米以上の小規模または中規模の建築物においても適合性判定が必要になることから、判定に係る手数料の額を定めるものであります。

②は具体の判定手数料の額を記載しておりますが、工場等の非住宅建築物にあっては２万８千円、工場等を除く非住宅建築物にあっては２４万７千円とし、計画建築物に変更が生じた場合は括弧書きの額とするものであります。

③は建築物エネルギー消費性能向上計画の認定、及び建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に係る手数料の区分及び額の改正についてであります。現行では非住宅建築物の床面積の区分は３００平米以上２，０００平米未満で、これに対する手数料の額は２９万２千円となっておりますが、国からの建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料の設定についての事務連絡が発出され、床面

積の区分が見直されたことから、改正後の床面積の区分を300平米以上1,000平米未満、1,000平米以上2,000平米未満に設定し、これらに対する手数料の額をそれぞれ24万7千円と29万2千円に改めるものであります。

大変恐れ入りますけれども、前に戻って1ページをお開き願います。1ページの新旧対照表右側の改正後（案）をご覧ください。

第1条は、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける者から、手数料を徴収する旨の規定であります。

第2条第1号アは、工場等の非住宅建築物または住宅部分を有する複合建築物の非住宅部分に係る手数料についての規定であります。これを2万8千円とし、市長が認める方法の場合は2万4千円とするものです。

次の2ページをお願いします。

上から2行目のイは、工場等を除く非住宅建築物または住宅部分を有する複合建築物の非住宅部分に係る手数料についての規定であります。これを24万7千円とし、市長が認める方法の場合は9万7千円とするものです。

第2号アは、前号アに掲げる計画の変更に係る手数料の規定であります。1件につき1万4千円とし、市長が認める方法の場合は1万2千円とするものです。

第2号イは、前号イに掲げる計画の変更に係る手数料の規定であります。1件につき12万3,500円とし、市長が認める方法の場合は4万8,500円とするものです。

第3号アの（ア）から（エ）までは、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定手数料の規定であります。この新旧対照表左側の現行規定と同じ内容であります。法律改正に伴う条ずれ、号の繰り下げ及び文言整理を行うものであります。

次の3ページの右側上のイは、申請建築物に他の建築物へ熱を供給する設備がある場合についての規定であります。他の建築物が当該向上計画認定申請に記載されている場合は、申請建築物及び他の建築物ごとに、アに掲げる向上計画認定申請があったものとみなした場合におけるアの（ア）から（エ）までに定める額を合算した額とするものです。

第4号アの（ア）から（エ）、イの（ア）から次の4ページの（イ）までは、現行規定と同じ内容で、前号の向上計画認定申請に変更が生じた場合の規定であります。法律改正に伴う条ずれ、号の繰り下げ、文言の整理を行うものであります。

第5号アからエまでは、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定手数料に係る規定であります。現行規定と同じ内容で、法律改正に伴う条ずれ、

号の繰り下げ及び文言の整理を行うものであります。

第2項から5ページの第5項、及び第3条から別表第1までは法律改正に伴う条
ずれ及び文言の整理を行うものであります。

その下の別表第2は、先ほどご説明しましたが、床面積の区分を300平米以上
1,000平米未満の手数料を加える改正を行うものであります。

次に7ページをお開き願います。

議案第16号、大仙市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正す
る条例の制定について、ご説明いたします。

はじめに、1の本条例案の改正理由についてであります。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、及び同法施行令の一部が改正
されたこと、並びに令和2年9月4日付の事務連絡が発出されたことにより、所要
の改正を行うものであります。

次に、2の改正内容につきましては、共同住宅の共用部分等、これは床面積30
0平米を超える部分に限りますけれども、これの認定申請に係る手数料の区分及び
額を改めるものです。

3の施行期日は、令和3年4月1日とするものです。

ここで大変申し訳ないんですが、次のページ、最後のページ、8ページをお開き
願います。

右側には、この条例の改正概要を載せておりますが、表の下の非住宅部分をご覧
ください。

現行では、非住宅建築物の床面積の区分は300平米を超え2,000平米未満で、
これに対する手数料の額は36万9千円となっておりますが、国からの建築物エネ
ルギー消費性能適合性判定等に係る手数料の設定についての事務連絡が発出され、
床面積の区分が見直されたことから、改正後の床面積の区分を300平米を超え1,
000平米未満、1,000平米を超え2,000平米以内に設定し、これらに対す
る手数料の額をそれぞれ29万円と36万9千円に改正するものです。また、併せ
て上の図の共用部分についても、床面積が300平米を超える場合の額を17万3
千円から14万円に改正するものです。

恐れ入りますが1ページ前に戻って、先ほどの7ページをお開き願います。

新旧対照表【抜粋】右側の改正後（案）の別表第2及び第3に、ただいま説明し
ましたことを記載させていただいております。

以上、議案第15号、大仙市建築物エネルギー消費性能向上計画等認定手数料条

例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第16号、大仙市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたしましたが、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございました。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい。なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。本2件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、本2件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の途中ですが、昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は午後1時といたしますので、よろしくお願いいたします。

（ 午前11時53分 休 憩 ）

（ 午後0時57分 再 開 ）

○委員長（佐藤育男） 1時前ですけど、おそろいですので、始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に議案第22号、市道の路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。京野道路河川課長。

○道路河川課長（京野和明） 議案第22号、市道の路線の認定及び廃止について、ご説明いたします。

資料ナンバー1、議案書は44ページから45ページになります。また、お手元

にお配りしております資料・道路－１は１ページを併せてお開き願います。

本議案は、道路法第８条第２項並びに第１０条第３項の規定に基づき、市道の路線の認定及び廃止をするものです。

議案書の４４ページと４５ページをご覧ください。

今回、認定及び廃止する路線について、路線番号と路線名、起終点と総延長及び実延長を記載しております。

資料・道路－１の１ページをお願いいたします。

この表は、市道路線の認定及び廃止に関する地域ごとの内訳であります。

認定する路線は３路線で、実延長が１,０４７.４メートル、廃止する路線は９路線で、実延長が３,１９７.２メートルです。これにより、市道の認定路線数は６,５８７路線、実延長は３１５万２,９９６.７４メートルとなります。

２ページをお願いします。

地域別に、認定と廃止の理由について記載しております。

３ページから６ページまでは、各地域の認定及び廃止する路線の位置を示しております。認定する路線は赤書き、廃止する路線は青で着色しております。

２ページに戻っていただきまして、認定及び廃止の理由でございますが、大曲地域につきましては、内小友東部地区のほ場整備に伴い、既存路線を廃止しようとする内小友地区の８路線と、公共性の高い公衆用道路を市道とするため、一度廃止後に既存路線の起終点を変更して認定する船場町６号線の１路線であります。

協和地域は、岩瀬・湯野沢地区の宅地造成事業に伴い、整備した新路線を認定する岩瀬造成団地線と早稲田造成団地線の２路線であります。

以上、議案第２２号、市道の路線の認定及び廃止についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございました。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい。なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（佐藤育男） 次に議案第26号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第19号）、及び議案第54号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第20号）の2件は、道路河川課所管の補正のみなので、一括議題といたします。

当局の説明を求めます。京野道路河川課長。

○道路河川課長（京野和明） それでは議案第26号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第19号）のうち、道路河川課所管分について資料ナンバー2、令和2年度大仙市補正予算〔3月補正〕、資料ナンバー2-1、主な事業の説明書により、ご説明申し上げます。

はじめに、繰越明許費の設定について、ご説明申し上げます。

補正予算書の〔3月補正〕の4ページをお開き願います。

8款2項、道路維持管理費（社会資本整備総合交付金事業）につきましては1億3,030万8千円を、道路改良事業費（社会資本整備総合交付金事業）につきましては1,200万円を、橋りょう長寿命化対策事業費（社会資本整備総合交付金事業）につきましては1億2,417万8千円を、通学路歩道整備事業費（社会資本整備総合交付金事業）につきましては4,519万8千円を、8款4項、災害危険区域内住宅移転促進事業費につきましては3千万円の繰越明許費をお願いするものであります。

主な繰り越し理由としては、国の補正予算がこの時期となったことで、今年度中の執行が見込めないことによるものであります。

次に、補正予算書の〔3月補正〕20ページをお開き願います。

今般の補正予算は、主に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、国が令和3年度計上分を前倒しで予算化したことに伴うものであります。

はじめに8款2項2目13事業、道路維持管理費（社会資本整備総合交付金事業）は、1億2,509万7千円の補正をお願いするものであり、補正後の額を2億6,631万4千円とするものです。

3月補正 主な事業の説明書17ページと、資料・道路-2の1ページから16ページをお開き願います。

その前に訂正をお願いいたします。

事業説明書の下段、「4. 今後の方向性と令和2年度事業の概要」の中で、表があるんですけど、その右側の「執行額」のうち「未執行」との記載があるんですけども、こちらを「予算残額」に訂正をお願いいたします。申し訳ありません。

それでは市道幹線路面修繕事業は、当初予算 9 路線のうち 8 路線に 9,082 万 9 千円の補正と、国費の有効利用として除雪機械購入費から請負差額分 1,280 万 8 千円を追加し、合わせて 1 億 3 6 3 万 7 千円を補正するものです。予算残額は今回の補正分と各工事費の請負差額分であり、合わせて 1 億 5 3 0 万 8 千円は繰越明許とする予定であります。

道路メンテナンス事業費は、大型カルバート及びトンネルの長寿命化修繕計画策定と定期点検委託費の請負差額分として減額補正 3 5 4 万円、協和地域遅沢トンネルの照明施設補修設計に追加補正 5 0 0 万、合わせて 1 4 6 万円の補正であります。追加補正分 5 0 0 万につきましては、全額繰り越し予定であります。

道路施設老朽化対策事業は、協和地域の^{むぐらざわ}葎沢・前田・中村線の擁壁のり面調査設計費 1 千万円を補正し、全額繰り越し予定であります。

路面性状調査は、市道の健全度調査として、市内各地域 1 2 路線を実施する委託費用 1 千万円の補正を行い、全額繰り越し予定であります。

各事業の詳細につきましては、資料・道路－2 の 1 ページから 1 6 ページに記載しておりますので、ご参照ください。

次に 8 款 2 項 4 目 4 0 事業、道路改良事業費（社会資本整備総合交付金事業）は、1,200 万円の補正をお願いするものであり、補正後の額を 2,767 万 5 千円とするものです。

3 月補正 主な事業の説明書 1 8 ページと、資料・道路－2 の 1 7 ページから 1 8 ページをお開き願います。

市道幹線路肩改修事業は、令和 3 年度で国へ要望しておりました南外地域の市道湯元荒又線について、前倒しで予算措置されたことから、1,200 万円追加補正するものであります。

資料・道路－2 の 1 8 ページをご覧ください。

路肩拡幅、待避所など 2 4 0 メートルの整備を行うものであります。執行については、全額繰り越し予定であります。

次に 8 款 2 項 6 目 1 5 事業、橋りょう長寿命化対策事業費（社会資本整備総合交付金）は、7,554 万 2 千円の補正をお願いするものであり、補正後の額を 2 億 9,254 万 2 千円とするものです。

3 月補正 主な事業の説明書 1 9 ページと、資料・道路－2 の 1 9 ページをお開き願います。

補修設計として、定期点検で優先度が高いと示されました協和地域の半仙歩道橋、仙北地域の早坂橋について、合わせて 2,900 万円の補正。

補修工事としましては、既に補修設計の完了しております大曲地域の杉本橋に 4,300 万円の補正をするものであります。

今回の補正額と予算残額、合わせて1億2,417万8千円については、繰越明許費を設定しております。

次に8款2項8目6事業、通学路歩道整備事業費(社会資本整備総合交付金事業)は、2,800万円の補正をお願いするものであり、補正後の額を1億1,134万7千円とするものです。

3月補正 主な事業の説明書20ページと、資料・道路-2の20ページから21ページをお開き願います。

南外地域の高野中山線に全額補正するもので、令和3年度予定していた延長400メートルの路肩拡幅工事を前倒しで行い、これにて整備が終了するものであります。

今回の補正額と予算残額、合わせて4,519万8千円については、繰越明許費を設定しております。

次に8款4項2目16事業、災害危険区域内住宅移転促進事業費は、2千万円の補正をお願いするものであり、補正後の額を3千万円とするものです。

3月補正 主な事業の説明書21ページと、資料・道路-2の22ページから23ページをお開き願います。

本事業は、南外地域と西仙北地域の境界部に位置する物渡台地区^{ぶつどだい}について、国より、雄物川の堤防計画では治水安全性が向上しないとされたことによる集団移転計画であります。

先に補正計上しました移転に係る買い取り・補償対象物件調査業務に、事業促進を図るため追加補正することと、移転先候補地の選定に係る移転先地調査検討業務の補正をするものであります。

今回の補正額と先の補正分、合わせて3千万円全てに、繰越明許費を設定しております。

次に議案第54号、令和2年度大仙市一般会計補正予算(第20号)のうち、道路河川課所管分について、資料ナンバー4、令和2年度補正予算〔3月補正②〕、資料ナンバー4-1、主な事業の説明書により、ご説明申し上げます。

補正予算書②の9ページと、事業説明書は3ページを併せてお開き願います。

8款2項2目12事業、除雪対策費は1億5千万円の補正をお願いするものであり、補正後の額を17億3,338万1千円とするものであります。

12月15日から的大雪により、除雪経費及び排雪経費が不足する見込みになったことから、先の令和3年第1回臨時議会で補正をお願いしたところでありますが、今冬の降積雪状況は近年に例のない特異的な状況であり、先の予想を上回る排雪経費が必要となる見通しであることから、今般の定例会で補正をお願いするものであります。

お手元にお配りしております資料・道路－３の１ページをお開き願います。

左上に記載しておりますのが、今冬２月２２日時点での大曲地域における過去５カ年との比較であります。平成２９年度豪雪と比べ、最大積雪深、累計降雪量は少なくなっていますが、積雪深を累積した値は１，８５７センチ増加しております。これは、積もった雪が解けず長く堆積していたことを示しており、除排雪する雪の量がそれだけ多くなっているということでもあります。

右上の【１月補正見込値と現状の比較】をご覧ください。

はじめに除雪に関してですが、１月の補正時に１月１日以降２７回の出動を見込んでおりましたが、実際には１５回の出動となっております。回数は見込みを下回りましたが、出動当たりの単価が大幅に増えており、累積積雪深の増加によるものであると考えられます。

次に排雪に関してであります。１月の補正時に１月１日以降４回の排雪を見込んでおりましたが、２回多い６回の実施となっております。除雪と同様に累積積雪深が増えたことで排雪に係る運搬車両が大幅に増加しており、これにより委託料、使用料とも１回当たりの単価が増えたことが分かります。

事業説明書をご覧ください。

下段に予算執行見込額を記載しております。

委託料のうち、除雪費に関しては先ほどの説明のとおり、回数が見込みを下回ったことから減額となっております。排雪経費については、見込みに対する回数の増加と１回当たりの単価が増えたことにより、委託料、使用料とも増加しております。

これにより補正の額は、委託料として除雪・排雪経費合わせ増減ありませんが、排雪に係る使用料として１億５千万円を計上するものであります。

資料に戻っていただき、下段【今後の除排雪方針】をお願いいたします。

除雪については、気象予報を十分考慮し適切な出動をするとともに、必要が生じた場合は、路線の重要度に応じ適宜出動を行うこととしております。

排雪についても、必要に応じ適切な実施を行いますが、一時堆雪場の排雪を優先的に行い、農作業等への影響がないようにすることとしております。また、国から借用しております堆雪場についても、河川の融雪出水による水害防止の観点から、早期に実施する予定としております。

以上、議案第２６号、令和２年度大仙市一般会計補正予算（第１９号）、及び議案第５４号、令和２年度大仙市一般会計補正予算（第２０号）のうち、道路河川課所管分についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございました。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 社会資本整備総合交付金事業、国から第3次補正というかたちで来たと思うんだけど、これは令和3年度を前倒ししたかたちで来たと思うんだけど、令和3年度の前倒しということは、あと無いという意味なのか、さらに令和3年度分は追加で入ってくるか、そこら辺の解釈なんと取ってますか。

○委員長（佐藤育男） はい、京野課長。

○道路河川課長（京野和明） これは今、新しい「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、通常分にまず上乗せなった分でございます。ですので、このほかに当初予算として付くことは付くと思っておりますけれども、こちらの分に大分、令和3年度予算、前倒しで行っているものですから、おそらくは大分下げたかたちでの内示になると感じております。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 国だってよ、そなたに簡単に経済対策うんぬんって言うったってよ、財務省でどんどん札作ればお金できるかもしれないけれども、まず私としてみれば、これさなんぼ付随してくるかっていうと、ほぼ無いと思うくれえの予算でないかなあと私は思ってます。んで、市としては要望した箇所、令和3年度も含めて社会資本整備総合交付金事業よ、大体予想に関して何パーセントぐらい入ってきた予想ですか。100分の100とは言わねべでも。

○委員長（佐藤育男） はい、京野課長。

○道路河川課長（京野和明） 補正予算分に関してですよね。

○委員（本間輝男） まず、今のところ、うん。

○道路河川課長（京野和明） 今回、補正予算分ですけれども、まず国の調査に関しましては、補正のうちの方で要望した額としては約45パーセントぐらい来ました。ただ、令和3年度予算ベースとしては、市の予算に対しては大体40パーセントぐらい。で、国の要望に関しては30パーセントぐらいです。まだ来てない部分が大分あると思っております。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 見込みとしては、これから3年度分の実績が入ってくる可能性はあるという見込みでいいすな。

○委員長（佐藤育男） はい、京野課長。

○道路河川課長（京野和明） 今回、道路維持管理費は、ほぼほぼ満額付いておりますけれども、橋りょう長寿命化対策事業とか道路改良事業につきましてはまだ全然足りておりませんので、引き続き要望してまいりたいと思っております。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） いずれ、私はいつも思うんだけど、橋りょうの長寿命化計画が非常に大仙の場合は遅れていると。遅れているというよりも、これ全体量が多いということが一番のネックであると同時に、範囲が非常に広いと。それから、ある面では委託も考えながらやってると思うんだけど、この橋りょう長寿命化対策事業に関して、地域からかなり要望のあるものと、市が判定したものと、それから県・国との指導もあるところもないともいわれませんが、この7,554万2千円っていうこの数字に関しては、はっきり言って、N E X C O^{ネグス}の関係とか鉄道とか、非常に単価が高いものがここに入っていると。だから7,500万のうち、ほぼそれで埋まるという解釈ですか。

○委員長（佐藤育男） はい、京野課長。

○道路河川課長（京野和明） 今回の橋りょう長寿命化対策事業の補正につきましては、協和の半仙歩道橋と仙北の早坂橋の補修設計と、大曲地域杉本橋の補修工事費ということですので、今回のこの補正に関してはJ R分やN E X C O分は入っていない状況であります。

○委員（本間輝男） 分かった。分かった。まず取りあえず、ほかの人方さ。

○委員長（佐藤育男） はい。ほかにございませんか。ねえすか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 本間さん、いいすか。

○委員（本間輝男） へば、もう少し。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） この前から、除雪対策費1億5千万補正するということは非常にありがたいことだと思ってます。んで、天気見れば大分消えてきた中で、住民の人方いわくは、やっぱり畑とか田んぼに大分盛り上がっているということで、どの程度やってけるべかなというような、やっぱり心配事はあるようです、私の方の地域も。んで、まずそれはやるだろうということは言うけれども、これもある程度期間を定めながらやらないと。5月になってからやるようなものではないと思いますけれども、この道路の排雪関係について、もう少し具体的なやり方について、ちょっと説明を求めます。

○委員長（佐藤育男） はい、京野課長。

○道路河川課長（京野和明） ただ今の一時堆雪場のような形のこの今後の処理ということでございますけれども、現在、除雪業者及び直営で今、取りあえずまず雪の山の除去に取り組んでいるところであります。まず、多い所は排雪を現在行っておるし、あまり多くない所はそれを崩して、早く解けるように処理しているところであります。この作業がまず今月の末ぐらいまでかかる予定としております。で、その後、雪解けの状況を見ながら、ごみや石拾い等、必要な箇所をパトロールしながら

ら、農作業の影響出ないように進めてまいりたいと思っております。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） ひとつ、そこら辺は支所と連絡取りながら。で、実を申し上げますと、私の方の仙北、南外もそうですが、本庁関係の方の所管になるもんだから、支所の人方、なかなか、本庁と連絡を取ってやればいいんだけども、支所の課長も遠慮するのかどうか、非常にそこがやりにくいと思っています。というのは、支所、課長もいて主幹もいるんだけども、本庁にお伺い立てないとどうしても進まないということで、なんかやっぱり今までの本庁サイド、東部・西部ブロックとの連携の仕方がいまひとつ、仙北のこと申し上げますと大変失礼ですが、なんかひとつこうアンバランスなような感じしてなりません。ここら辺の連携の仕方もう少し工夫したらどうかと私は思ってますが、部長、何と思いますか。

○委員長（佐藤育男） はい、古屋部長。

○建設部長（古屋利彦） 今の体制、令和2年度、今年度からこういう体制にして、実際やってみてどうかということもあって、今年度の様子を見ながら直すとは直すという方向で、今年度1年まず見てきました。で、今、委員言われるように大曲地域はほかに神岡・南外・仙北ということで、やはり、私も道路河川課の近くにありますけれども、見届けない部分といいますか、逆に支所の方からいろいろ苦情といいますか、いろいろ来ております。例えば積雪の終わった後、風が強くて積雪がない所でも、例えば道路が吹き込みで通れなくなったという所の場所が大曲地域の職員は分からなくて、支所の、特に仙北の支所の職員に言われたこともありました。そういうところも含めまして、連携、西部とか東部もありますけれども、今年度1年ちょっと連携うまくいってなかった部分がちょっと感じておりますので、今年度の反省を踏まえて、新年度からちょっとそこら辺は直していきたいというふうに思っております。

○委員（本間輝男） はい。委員長、もう一つ。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） ほじくって大変申し訳ありません。事業説明書の20ページ。通学路歩道整備事業の社会資本整備総合交付金に戻りますけども、これ補正額2,800万円になってるんだけども、繰越明許に4,500万円を上げてるということは、事業費が補正前8,300万のうち、かなりの部分がこれ残したような事業になって見えて仕方ねえんだけども、例えばだよ、2,800万残しても、これ手掛けないでそのまんまでいたのかなというような感じ、実は持ってしまうわけですよ。8,300万のうち、おそらくこれ、半分ぐらいはそのまま、まあ、仙北は別にしても、太田とか中仙とか、どうもこれ手付かずのままきてるんでないかというような感じ、実は持ってしまうと、ちょっと調べたときに、これこのまま、投げて

らとは言わねでも、んで、補正が2,800万で繰越明許が4,500万円ということ、少なくとも2千万ぐれえは手付かずの、不用額にするつもりはなかったと思うけれども、ここら辺のやっぱり説明はきちんとした方がいいと思う、俺。ちょっと課長、なんただすか。

○委員長（佐藤育男） はい、京野課長。

○道路河川課長（京野和明） 今の通学路歩道整備事業費（社旗資本整備総合交付金事業）につきましてですけれども、委員ご指摘のとおり、繰越額が1,700万円ほどございます。このうち太田地域の久保関古館線につきましては1千万ほど契約しているんですけども、東北電力の柱及びその架空線の移設がこの雪等で遅延しておりまして、その分がちょっと全額繰り越しになります。で、残りの700万ほどですけど、こちらは仙北太田線とか高畑新山線、高野中山線等の請負差額でございます。それにつきましてはまず今後、令和3年度当初事業と併合しまして、予算の残額は残さない形で進めてまいりたいと思っております。

○委員（本間輝男） はい。はい、了解です。

○委員長（佐藤育男） はい。ほかにございませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛） 繰り返しの質問になるかもしれねえすども、本間委員も言ったし、部長も答弁いただいたけれども、今の除雪の関係で、これからのことだべども、まず一つ、苦情な。苦情というか要望だな。この件数って捉えてるべがなっということ一つと、それから、何でかって言えば、俺も直接言うのもあるんだけど、やっぱり見てみれば、なるほどなあということもあるんだよな。だから、そういうところよ、二度三度繰り返さないようにしてもらいたいということだす。俺も言いくいでも、見れば確かに容易でねえどこ、なに除雪。それからもう一つ、さっきも言ったとおり、今変わったことだかもしれねども、前と除雪違うど。特に雪余計だば。んで、やっぱり、そのときの引き継ぎというか、大体こうなれば落ち着くんだけれども、今回はそういうとこ見られたんでねえかなと。俺のとこさ来るとこ見ればそうだっけ。だから、そこら辺で見て、なんとかその、こういうことばりでねえたって、秋田なんても、ほら、作業で新聞さ付いてるとおり下手だとかなんて、そんなこともあるしよ、どうかこれを機として引き継ぎだな。して、ましてや仙北仙北でねえね。先た言ったとおりよ。そこら辺は徹底してもらいでなもんだと思う。んで、大体分かってくると思うから。同じとこやっぱり二度三度繰り返さないのって、そういうことだけ、なんとか業者変わるときとか、だけはきちんとしてもらいてえもんだなというふうに。予算議会だでも、まず、お願いしておくっす。よろしくをお願いします。

○委員長（佐藤育男） 答弁はいいすか。

○委員（佐藤隆盛） 答弁。あれば。

○委員長（佐藤育男） はい、古屋部長。

○建設部長（古屋利彦） 苦情につきましては一つ一つ記録しておりますので。

○委員（佐藤隆盛） 記録してるすな。

○建設部長（古屋利彦） はい。それで、除雪につきましては基本的には各地域 J V という形で契約してますので、除雪業者はまず毎年同じ業者でありますけれども、今年は特にやっぱり雪多かったせいか、下手だとかというのは仙北に限らず来ております。大分厚くなっておりますので、厚いまま残した除雪など苦情も結構来ておりますけれども、あとは当然、オペレーターの引き継ぎのときも、それは契約のときの条件として、いろいろな引き継ぎをちゃんとやってくださいということもありますし、当然、苦情来ている場所につきましても役所の中、それから各支所との連携取りながら、同じ所、何回も来ないように連携取りながら実施してますし、これからも気を付けてまいりたいと思います。

○委員（佐藤隆盛） 俺、苦情でねぐ、要望と、対応を気を付けてたいと。苦情余計だとか、あと、あまりそういう言葉でねえから、なんとかよろしくお願いします。
はい、いいっす。

○委員長（佐藤育男） はい。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） すいません。ちょっと暫時ちょっと休憩させて、私ちょっと。

（ 午後 1 時 3 3 分 休 憩 ）

（ 午後 1 時 3 7 分 再 開 ）

○委員長（佐藤育男） それでは、会議を再開いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（佐藤育男） 次に議案第３５号、令和３年度大仙市一般会計予算を議題といたします。

はじめに、道路河川課所管の説明を求めます。京野道路河川課長。

○道路河川課長（京野和明） それでは議案第３５号、令和３年度大仙市一般会計予算のうち、道路河川課所管分について、ご説明申し上げます。

説明資料は資料ナンバー３、当初予算書と令和３年度 当初予算（案）主な事業の説明書、及び建設部主な事業の説明書 附属資料と令和３年度当初予算概要をお願いいたします。

各事業の説明をいたしますが、説明に用います主な事業の説明書については政策経費を中心に作成しております。その他の事務費や負担金、あるいは義務的経費等につきましては資料、令和３年度 当初予算概要にその概略を記載しております。予算概要書の備考欄に「事業説明書」と記載のある補助・単独及び債務負担行為分を合わせまして７事業についての説明とさせていただきます。

はじめに主な事業の説明書７－２ページ、当初予算書は９１ページをお開き願います。

８款２項２目 道路維持費、１０・１１・１３事業 道路維持管理費（単独分・債務負担行為分・社会資本整備総合交付金事業）は５億７９７万２千円であります。内訳であります、単独分といたしましては７万５千円の増額、債務負担分としましては２５０万円の増額、社会資本分は１，５５０万円の減額であり、合わせて１，２９２万５千円の減額であります。

財源内訳といたしましては、国庫支出金として防災・安全社会資本整備交付金４，６７１万円と道路整備事業債１億１，２２０万円を、その他として法定外公共用財産使用料と地域振興基金繰入金、合わせて１，０９３万７千円を充当しております。

本事業の目的につきましては、市が管理する道路について適正な維持管理を行い、安全な道路交通網を提供するものであります。

目標としましては、単独分の直営舗装及びパッチングによる路面修繕として１，７２４トン、約１万４，９８８平方メートル、直営によるバキューム清掃８地域３０カ所、交付金事業分として幹線の路面修繕事業６地域８路線、１，６９０メートル、道路施設の老朽化対策事業として主要な幹線の舗装点検を実施することとしております。

令和３年度の工事事業概要は、単独分として道路河川課分、大曲４路線、神岡２路線、南外３路線、仙北２路線の５，１７１万８千円、西仙北・協和事務所分として西仙北４路線、協和２路線の２，１４６万１千円、中仙・太田事務所分として中仙３

路線、太田２路線の１，４７５万２千円を、生活道路の路面修繕、及び側溝改良費として計上しております。

社会資本整備総合交付金としましては道路河川課分、大曲２路線、南外１路線、仙北２路線の４，２００万円、西仙北・協和事務所分、西仙北１路線の１，６７８万円、中仙・太田事務所分として中仙１路線、太田１路線の１，７７２万円を幹線道路の路面修繕として計上しております。

また、債務負担行為分としましては、１２月議会でご承認いただきました融雪後の道路損傷に対する早期対応分として、各地域分合わせまして２，５００万円を計上しております。

資料の令和３年度当初予算（案）建設部主な事業の説明書の附属資料をお開き願います。

附属資料１ページの令和３年度 地域・路線別等 事業内訳一覧表には、道路維持や道路改良事業などの路線名や事業費などを、各地域ごとに単独、債務負担、交付金事業に分類して記載しております。この中で、薄茶色で表示されている部分が道路維持事業分であります。

また、同じく資料の２ページから９ページまでは、各地域ごとの道路維持管理事業の施工位置図を添付しておりますので、ご参照願います。凡例のとおり、赤は単独分、青は債務負担行為分、緑が社会資本整備総合交付金分であります。

次に事業説明書は７－３ページ、当初予算書は９１ページをお願いします。

２目１２事業、除雪対策費は１０億８，５９０万３千円で、２，２４７万８千円の減額であります。

財源内訳としましては、国庫支出金として社会資本整備総合交付金１億３，３３３万３千円と、県道除雪委託金１，９０６万２千円などを充当しております。

降雪状況は年々変化しておりますので、降雪状況を検証し、これを踏まえて不足が生じた場合は適切な対応をとることとしておりますので、ご理解のほどよろしく願います。

令和元年度から大曲地域を含む全地域でのＪＶ化を実施し、作業の効率化とオペレーターの技術と知識の継承を図っており、引き続き、道路維持との包括発注も実施してまいります。また、令和２年度からは除雪車両への補償制度を拡充し、少稼働車両へも固定費を手当てすることで、少雪時でも除雪体制を維持できる体制を整えております。

除雪業務委託の業者選定に当たっても、引き続き、プロポーザルによる業者選定方式を採用しまして、契約の透明性を確保してまいりたいと考えております。

次に事業説明書の７－４ページ、当初予算書は９１ページをお願いします。

２目１４事業、除雪機械購入費は７，７６３万８千円で、９３３万８千円の増額で

あります。

財源内訳につきましては、国庫支出金として防災・安全社会資本整備交付金 5,175 万 8 千円、市債として除雪機械整備事業債 2,580 万円を充当しております。

更新する機械については、附属資料の 10 ページに写真付きで表記していますので、お願いします。

購入する機械を黄色で、更新する機械を水色で表示しています。神岡地域、太田地域に除雪ドーザ 14 トン級、2 台を購入する予定としております。

次に事業説明書 7-5 ページ、当初予算書は 91 ページと 92 ページをお願いします。

4 目 道路新設改良費、32・40 事業 道路改良事業費（単独分・社会資本整備総合交付金事業）は 1 億 233 万 2 千円であります。内訳であります、単独分といたしましては 2,259 万円の増、社会資本分は 1,932 万 5 千円の増、合わせて 4,191 万 5 千円の増であります。

財源内訳といたしましては、国庫支出金として社会資本整備総合交付金 1,890 万円を、道路整備事業債は 7,550 万円などを充当しております。

目的としては、住民生活や経済・社会活動を支える重要インフラであります道路について、幹線道路は社会資本整備総合交付金事業を活用し、生活道路については整備指針に基づき、優先度順に単独費による整備を進めるものであります。

単独事業の工事概要は、道路河川課分、大曲 2 路線、南外 1 路線の 3,178 万 4 千円、西仙北・協和事務所分は、西仙北 2 路線の 2,549 万 8 千円、中仙・太田事務所分は、中仙 1 路線、太田 3 路線の 1,005 万円を、道路改良、消雪設備改修及び県河川改修事業の負担金として計上しております。

社会資本整備総合交付金事業の概要であります、幹線道路の整備として南外地域の湯元荒又線道路改良に 1,200 万円、仙北地域の高梨堀見内線の道路改良に 2,300 万円、合わせて工事費は 3,500 万円となります。

資料の令和 3 年度当初予算（案）建設部主な事業の説明書 附属資料を、再度お願いします。

資料 11 ページから 16 ページに位置図を載せておりますが、赤が単独で、緑が社会資本整備分であります。

次に事業説明書 7-6 ページ、当初予算書は 92 ページをお願いします。

6 目 橋りょう維持費、15 事業 橋りょう長寿命化対策事業費（社会資本整備総合交付金事業）は 2 億円であります。

財源内訳といたしましては、国庫支出金として道路メンテナンス事業補助金 1 億 1,880 万円と、市債として橋梁長寿命化対策事業債 6,860 万円を充当しております。

事業は、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、優先順位を決め実施することとしております。令和３年度は協和地域の^{あわせがいの}合貝こ線橋、半仙歩道橋、西仙北地域の刈和野こ線橋、仙北地域の早坂橋の現地調査及び補修設計と、大曲地域の大曲こ線橋と太田地域の窪堰２号橋の補修工事、並びに２５１橋の定期点検を実施するものであります。

なお、橋りょう点検車を必要としない橋長５メートル未満の橋りょうにつきましては、職員の技術向上を図り、直営による点検・補修を実施してまいりたいと考えております。

資料の令和３年度当初予算（案）建設部主な事業の説明書 附属資料を、再度お開き願います。

資料１７ページに実施概要を載せておりますが、左側が位置図、右側が業務内容でありますので、後ほどご参照願います。

次に事業説明書７－７ページ、当初予算書は９２ページをお願いします。

８目１・２事業 交通安全施設整備費（単独及び債務負担行為分）は４,３４６万４千円であります。内訳でありますが、単独分といたしましては３３万円の減、債務負担分は１００万円の増額であります。

財源内訳といたしましては、全て一般財源であります。

交通安全施設整備費につきましては、区画線の設置とグリーンベルトの設置を債務負担行為分として実施し、通常分で区画線、転落防止柵、防犯灯、カーブミラーなどの設置を実施してまいります。

主な内容は下段表に記載のとおりでありますので、ご参照願います。

次に事業説明書７－８ページ、当初予算書は９２ページをお願いします。

８目６事業、通学路歩道整備事業費（社会資本整備総合交付金事業）は４,５００万円であります。

財源内訳につきましては、国庫支出金として防災・安全社会資本整備交付金２,６７３万円、市債として道路整備事業債１,７４０万円を充当しております。

この事業は、これまで実施してきた通学路緊急合同点検や、通学路安全パトロールの結果を踏まえ、安全・安心な通学路を確保するために通学路の整備等を行うものであります。

令和３年度は、継続して実施してまいりました４路線の３工事、高畑新山線、茶畑２号線、高野中山線、久保関古館線の歩道・歩行者空間整備工事について、早期の完成を目指してまいりたいと考えております。

附属資料１８ページから２１ページの「通学路歩道整備」には、それぞれ施工箇所を示した位置図と概要を添付しておりますので、ご参照願います。

以上、議案第３５号、令和３年度大仙市一般会計予算のうち、道路河川課所管分

につきまして事業説明書に基づき、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございました。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤清吉） 道路改良事業の中で、この湯元荒又線、今の1,200万と補正の1,200万こう出たわけなんだけど、これでこの湯元荒又線というのはまだどのぐらい残ってるんだや。

○委員長（佐藤育男） はい、京野課長。

○道路河川課長（京野和明） 先ほど、補正予算にも付いております1,200万円と今回の当初予算は、まず同じものでございます。前倒しで補正予算に付いたものでありますので、まず今回、おそらくは当初予算にはこの項目は付かないだろうと予測しております。で、補助事業としては湯元荒又線は、ほぼこれで終わるものと考えております。この後は単独費の方で待避所や側溝とか、そちらの方を整備を継続してやってまいりたいと考えております。

○委員（佐藤清吉） はい、分かりました。

○委員長（佐藤育男） ほかにございませんか。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 課長、一つ。除雪対策費の中で「通年及び複数年契約を検討する必要がある。」ということで、これ基本的には道路と排雪というのは一体化した中で、将来的に維持管理も含めて総合的に見るということの計画は大したいいと思います。ただ、除雪って意外と住民サイドからいうと「誠にいい」という業者と、「あの業者、駄目だ」とかっていう、まず業者さんの不評というのはすごく市民サイドからいうと様々です。で、これを複数年契約で道路維持も含めてやるすれば、相当の練り上げをかけないと。ただ市単独で「あなたはここやりなさい」「はい、あなたはここ」っていうような振り方でいくと、なんか住民サイドからいうと、なかなかやっぱり問題あるような気してならねえわけすよ。で、昨日のやつでないけれども、どこだかの市で地区長さんとか町内会長が市役所職員を顎のごとく使ったなんていうことが出た感じが、私、昨日見てて、こういうことが大仙では起こらないと思うけれども、そういうことがやっぱり、やっぱり大義名分を言われると、やっぱり市役所職員ってな弱いところもあるわけです。そこら辺を十分考えないと職員の方々が非常に難儀する体制にあがるということで、相当これ吟味していかないと。複数年契約であれば5年からそこら辺の、5年か10年っていうスパンになると思うんだけど、これ住民サイドの方々との調整っていうのは、かなり私、難しいような気してならねえですな。で、そこら辺について課長もしくは部長、どうい

う考え方で、こういう事業の持っていく方を考えてるのか、ちょっとお聞きします。

○委員長（佐藤育男） はい、京野課長。

○道路河川課長（京野和明） 確かに複数年契約も、今、考えております。ですが今、J V、大曲地域が J Vに入って、今のところまずやっと 2 年になったところでございます。で、まず通常であれば、3 年程度は継続してやって検証したいなあと考えております。その後、まず複数年契約も視野ということではあるんですけども、委員おっしゃったとおり、固定することによっての弊害というの出てくると思います。で、J Vの中で路線決めるのに市役所で手を突っ込むことはできないんですけども、おおむね決まっている状況であります。なので、果たして複数年契約が良いのかどうかも含めて、もう少し経過観察をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 言葉でいえば、そのとおりだと思いますが、やっぱり管理する側、管理職の方々っていうのは末端の職員の立場も考えながら、やっぱりやっぴりやっぴりかなと。一番、やっぱり現場におられるのはやっぱり末端の職員です。やっぱりそういう人方の負担のないように、やっぱりきちんとしたやっぴりルール作りして、それに乗せてやらないと、職員が一番困るんでないかなという私の危惧です。

で、もう一つ。道路維持管理費の中で、今、新興住宅街とかいろんところで、今、排水に非常に泥がたまっているという地域が非常に多いです。で、これ仙北ばかりでなくて、ほかの地域もあるようで、深さ 40 から 50 ぐらいの排水の所に、もう半分以上が泥埋まっているというような地域が非常に多いということで、「これなんとかされねが」という住民の方々が非常に多いわけです。で、これの対応については上げてもらうだけで、あと撤去は市役所でやるのかどうか、そこら辺のひとつルール作りしていかないと。「全て市役所でやります」といっても、これも大変だと思ってます。で、住宅地における側溝の清掃に関してどのような考え方、今現在してますか。

○委員長（佐藤育男） はい、京野課長。

○道路河川課長（京野和明） 今、議員おっしゃったとおり、確かに最近の新しい住宅街というのは昔と違って、住民たちがみんなで泥上げするというようなことがあまりなくなってるような形で、直接、市にくることが多々あります。そのとおりでございます。それで、そのたびに市の方では直営のバキュームということで、バキューム清掃を行っているところです。で、やはり年々増えてきております。で、議員おっしゃったとおり、バキュームするのはいいんですけど、その処理に困ると、処理がお金がかかなり掛かるもんですから、もし住民で、例えば「ここにためてもいいよ」とか、そういうような場所があるのであれば、そういうのを活用していきたい

いんですけども、ちょっと汚泥も産業廃棄物という難しいハードルもあるもんですから、そこら辺もちょっとご相談しながら進めることになるかと思います。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） これいづれよ、大変な問題になる。というのはよ、合併槽がもしかすると流れている可能性もあるので、そうすると悪臭の問題もあるんだよな。で、これひとつよ、田舎の方はまず別にしても、住宅密集地であれば、大曲市街だってあり得るんだな。で、なんかひとつ、これルール作りしないと、問題が大きくなってから手掛けてもなかなか解決しねんだすよ。だから私は、中仙であれば長野地区とか、神岡であれば神宮寺地区とか、そういうところをやっぱりきちんきちんとやっぱり捉えてよ、この側溝の問題について、ごみの問題についてはやっぱり、私は早急に1年ぐらいのうちにルール作りしないと。ここまでは住民にお願いする、ここは市役所が管理する、そしてここは全体的にやりますっていうような作り方していかないと、住民の方々は「市役所さ行けば、なんでもやってける」、ところが「行ったって、なったりやってけね」、ここで押し問答なるんだすよ。そこら辺やっぱりこれ、部長、考えねえ時期さ来たんでねすか。

○委員長（佐藤育男） はい、古屋部長。

○建設部長（古屋利彦） まず、バキューム清掃につきましては先ほどの説明のとおり、来年度、全地域で30カ所、一応予定しております。で、側溝の掃除につきましては、処理分は産業廃棄物ということもありますので、市の方で最後まで処分しなければならぬという部分もあります。で、側溝掃除については毎年春の清掃デーに、町内会とか自治会でやってる所とやらない所ありますけれども、そういう行動も含めて、役所の中では生活環境課とも関係ありますし、下水道課との関係もありますので、ルール作りとなるとちょっと関係課ともちょっと相談しながらと思います。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） これよ、我々の地域、農村部に関してはよ、環境整備事業って、昔であればそれなりに国からお金入って…、今もあるんだけど、やっぱり団地とか集合地帯というのは、そういう地域さ入ってねんだよな。で、我々農村部であれば、出れば1時間800円とかそうやってもらえるから、みんなしてやれるんだけど、そういう地域っていうのはやっぱりくくりの中さ入ってねえもんだから、今の戸巻の方も含めて大変なようです。だとすればよ、私、提案だでもよ、やっぱり市単独のよ、1時間当たり500円なら500円補助するというようなことで、町内が立ち上がった場合の補助事業とかよ、考えねばこれ駄目だ、これ。と、私は思ってます。駄目だなんて言い方悪いでも。そういう、逆に市がやっぱり町内会を動かすようなためには、なんらかのやっぱり誘導策設けないと、これ絶対解決しない

と思う。やっぱりそこら辺、やっぱりもう少し若い人方にいい案を出して、少しまとめてみるような気ありませんか。

○委員長（佐藤育男） はい、京野課長。

○道路河川課長（京野和明） いずれ、議員おっしゃるとおりでございますけれども、やはりこの、こういう市の縦割りの悪いところなんですけれども、市は、やっぱり道路河川課は道路排水がメインで、で、生活雑排水となると、今、部長おっしゃったとおり生活環境課とか下水道課となってくるので、そことの協議して、今、下水道課、生活環境課がどのようなルールでやっているのかというのを、まず第一にちょっと確認しながら、ちょっと調査してみたいと思います。

○委員（本間輝男） いいっす。

○委員長（佐藤育男） よろしいですか。

○委員（本間輝男） はい。まず、いいっす。あと、ほかの方々、どうぞ。

○委員長（佐藤育男） ほかにございませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛） まず、二、三だども、今の道路の白線とか、それからグリーンベルトとか、この事業に予算はあるんだけど、11月ころとか10月ころとかでねぐ、この予算を、これ、やっぱり早めにやねば、あまり効果ねえと思う。前も俺、そういうこと言ったと思うでも、これ、どのころやるもんだべなと。俺、この前も話したことあるでも、ペンキ屋さん、引く人方は4月・5月はそなたに忙しくねえって言ってるんだよ。それなしてかっていえば、予算あれだからだおの。そこさこう、のときに、俺、働いている人から聞いたで。聞いたば、そういうこともあるもんだからよ、やっぱり6月とか4月、3カ月でやるとかよ、そういう目標立てて。1社だけなばなかなかできねかもしれねべでも、そこら辺をまず強く俺は要望してなと思っではいるす。ただ、そこら辺を期限を付けてもらいてえということ一つと、それからすよ、今も、何キロだっけ、中央線と外の線はこれは市でもって、横断歩道は県とかそっちでやることになってらすべった。そのときにすよ、なんていうかな、薄くなってきたその境目な。その基準でやってるもんだか、ただ地域割さ、各地域、旧市町村さ分けてやってるもんだながすよ。

それからもう一つは、やっぱり「やってけれな」という、俺だも言われるときある。言われるときは、おが見えねくなったら「なんとだで」と。あるとこねぐ、ある引いてるものが消えるっていうことは、やっぱり誰見てもそう感じることだすべった。そういうときは、今、外れたかもしれねでも、補正というわけでねえでもよ、願われて来るときもあるかもしれねがら、そこは臨機応変にしてもらいてえ。なぜかっていえば、「銭こねえずおの、駄目だ」と直接言ってくる人いれば、そういう、よく事業を説明さねで、「だって銭ねえずおの」と、こういうふうにも言われかねないと、俺、そういうことも聞いているもんだすから、だからまず、この予算につい

ては当然これ金の問題だから難しいべとあると思う。ただ、やるんだったら早くやって、それから、なんぼかそういう市民からの直接の要望あったら、まず、うまく対応してもらいてえということだ。答弁の仕方もな、ということまずひとつ、なんとだべなと思って、聞きます。

○委員長（佐藤育男） はい、京野課長。

○道路河川課長（京野和明） まず一つ目の早期発注ということですが、交通安全施設整備費は債務負担行為とりまして、3月5日、今月5日からの工期で既に発注済みでございます。それで、特にグリーンベルトに関しましては通学に関するものですので、特別事項として学校の始業前に施工することと注視しております。

で、あともう一つ、境、地域要望ということなんですけれども、まず通常分としてやる分は地域の要望でやってるんですけれども、今、議員おっしゃったとおり、境目で抜けた部分とかなないように各地域要望を取りまとめるのが道路河川課ですので、そこは十分精査してやっていきたいと思います。

最後に、住民から言われたときは、「何キロもやってください」と言われるとちょっと無理なんですけれども、小規模であれば道路河川課にも予算等ありますので、対応するように努めてまいります。

○委員長（佐藤育男） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛） あともう一つ。この予算概要の中で、この1ページの、予算概要のこの1ページの車両管理費。これさ228万4千円って載ってらっすね。これ、あれですか、まず、これのことだでも、この建設部で、全体では確か500台弱、市の公用車490なんぼだがだと聞いているすども、建設部で何台ぐれえ持ってるもんだすか。

と、この中ですよ、俺、四分六で言うのもなんだすども、まず建設部といえブルもあるべし、いろいろ種類あると思う。これの使用、運転手さんの使用、どういう割り振りで。「はい、行ってこいな」と言えば「へば、ちょっと借りてく」とか、そういう運転、何と言うかな、記録は取ってるすべ。誰がいつか乗ってるやつは。で、その計画というわけでね、もちろん巡回用で、誰かがっていえば決まってるでも、この管理、一つにまとめて、例えばよ、「事故ねえようにしてけれ」とか「今度から」って、統一されてるかされてねがのすよ、建設部として、それは各支所によって「注意してやれよ」と言ってるのか、そこら辺の、建設部として車両の使用規則というか、決まりというか、そこら辺はなんとなってるべなと思って。何言いかっていけば、誰が責任もってやってる。

（雑談あり）

○委員長（佐藤育男） はい、古屋部長。

○建設部長（古屋利彦） 各課で管理している車両について、台数はちょっと今、分

かりませんけれども、各車両について管理簿、当然作っておりまして、それから使用簿ということで、各車両に使用簿を整備しておいて、そして乗るときに、乗るときの距離数とか帰ってきてからの距離数書いて、そして運転手の名前書いたり。そういう管理の仕方でもれなく運転管理、それから使用管理、キロ数等々の管理はしております。

○委員（佐藤隆盛） あのですよ、俺、このほら、建設部さこの車両管理費って書いてらね。して、支所管理費ってうたってるすね。これの内訳ってば、これ4番の。言ってること分かんねえすか。車両管理費って載ってるすね。建設部で。

（「これ、道路河川課分です」と呼ぶ者あり）

○委員（佐藤隆盛） ああ、道路…、ああ、んだ、道路河川課分で。へば、道路河川課分、支所なんてはへ、全然…。支所でも道路…、建設…。

（「入ってないです」と呼ぶ者あり）

○委員（佐藤隆盛） 支所入ってねえ。

（「建設部の」と呼ぶ者あり）

○委員（佐藤隆盛） 建設部の。

（「道路河川課と事務所分です」と呼ぶ者あり）

○委員（佐藤隆盛） あ、そうか。200なんぼなんてずいぶん少ねえなと思ったけども、そういうこと。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員（佐藤隆盛） へば、二百何万…。

○委員長（佐藤育男） はい、京野課長。

○道路河川課長（京野和明） この車両管理費の内訳としましては、まずほとんどが定期点検とか修繕とか、車両のそういう部分の額でございます。で、今回、150万下がっているのは、今回、車検の年度には当たってなくて、で、今回下がったところでございます。

○委員（佐藤隆盛） んだから、へば何台ぐれえあるんだと。すぐに言えるべへ、何台ぐれえなら。

（「道路河川課分だけでいいですか」と呼ぶ者あり）

○委員（佐藤隆盛） んだごで。そうだっていえばそうだごで。

○委員長（佐藤育男） はい、京野課長。

○道路河川課長（京野和明） 道路河川課でこの車両管理費に上げてるのが、一般の業務に使う、本庁行ってみたりとかそういったので、重機とかそういうのは、ダンプとかそういうのは入っていない車両管理費でございます。それで、これにつきましては道路河川課分7台、西仙北・協和建設水道事務所で3台、中仙・太田建設水道事務所では2台です。

○委員（佐藤隆盛） ああ、そういう感じ。

○道路河川課長（京野和明） はい。作業用のダンプとかは含んでおりませんので。

○委員（佐藤隆盛） なんかちょっと当て外れたみてんで、ごめん。まず、いいっす。

○委員長（佐藤育男） よろしいですか。

○委員（佐藤隆盛） うんうん、いいです。大丈夫です。

○委員長（佐藤育男） はい、分かりました。ほかにございませんか。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） すいません、すぐ終わります。除雪機械の購入に関して、単純なことです。あんた方よく「車両を更新する」という言い方する。この更新の定義ってなんだや。ということは、年式なのか、稼働率なのか、キロ数なのか。ということは、単純に考えれば、年式は古いんだけど距離は走ってない。まだ十分に走れるんじゃないかなというような感じも私なりに見る。というのは、1万キロも走らない中で、んで、これ、どっかでやっぱり市民に聞かれば「去年までなんともねえやつ、あれ、あと駄目か」なんていった話聞くもんだから、あえてお聞きます。

○委員長（佐藤育男） はい、京野課長。

○道路河川課長（京野和明） 市で更新の一応目安ということなんですけども、15年経過したものを更新する目安としております。それは15年経過すると、まず部品が、まず更新の部品がなくなったりとか、あとは修理に大規模な修理費が掛かるということで、目標としては15年を超えたものは更新していくという前提でおります。で、ただやはり、新車買っても、今言ったとおり、まだ使える、15年経過しても使えるようなものは、もっと古い機械と更新したりしながら、中でやりくりして、古くても使えるものは使うような形で努めております。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） ちょっとひがみに映るかもしれねでもよ、旧町村単位で、やっぱりバランスとって買ってるのではないかというような感じするわけすよ。んで、そこら辺の吟味の仕方、今言われた15年だとしても、我々見て分かるわけでないけれども、いずれ、あなた方の頭の中では、中古で出した場合、売れるのかっていうところまで考えてやってるすか。

○委員長（佐藤育男） はい、京野課長。

○道路河川課長（京野和明） 今、議員おっしゃったとおり、もちろんブルドーザー等に関しましては実際、減価償却終わっても、売れることは売れております。市ではもう古くて使わないとなっても、公売等で処分してお金に換えておるところでございます。

○委員（本間輝男） ちなみに、なんぼで売れるもんなんですか。

（「バラバラです」と呼ぶ者あり）

○委員（本間輝男） でも、１００万以上のものもあることだすべ。

（「はい、あります」と呼ぶ者あり）

○委員（本間輝男） ということは、それだけ価値があるってということだべ。

○委員長（佐藤育男） はい、京野課長。

○道路河川課長（京野和明） やはり一旦スクラップということで購入して、海外等にこう販売してるようでございます。国内では使われていないようです。

○委員長（佐藤育男） よろしいですか。

○委員（本間輝男） はい。

○委員長（佐藤育男） はい。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい。なければ、審査の途中ですが、ちょっと若干休憩を取ります。暫時休憩します。

（ 午後２時１８分 休 憩 ）

.....

（ 午後２時２５分 再 開 ）

○委員長（佐藤育男） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、用地対策課所管の説明を求めます。菅原用地対策課長。

○用地対策課長（菅原英雄） それでは議案第３５号、令和３年度大仙市一般会計予算の用地対策課所管分について、説明申し上げます。

資料ナンバー３の予算書８４ページをお願いいたします。説明は事業説明書に基づいて説明させていただきます。説明資料の７－１ページをお願いいたします。

６款１項９目１０・１１事業の国土調査事業費（補助分・単独分）であります。

この予算は、継続して事業を実施しております西仙北、協和、太田の三地域に係るものが主な内容であります。

令和３年度の予算額は３，１９０万１千円であり、対前年比較で２，５３０万１千円の増となっております。令和３年度予算額３，１９０万１千円の内訳は、補助分２，８０６万円、単独分３８４万１千円であります。

令和２年度の当初予算と比較した内容についてですが、令和３年度の補助分は当初比較で２，５０６万円の増となるものであります。令和２年度の補助事業費につきましては、当初予算額が３００万円でありましたが、令和元年度の国の補正予算に伴い繰り越した２，１６６万円を実施しております。その繰り越し分を合わせます

と、令和２年度に実施した事業費は２，４６６万円となり、令和３年度に計画している事業費２，８０６万円と、令和２年度に実施した事業費２，４６６万円との事業費ベースでの比較では３４０万円の増となるものであります。

単独分につきましては対前年比較２４万１千円の増であります。これは過年度の国土調査の成果における現地復元の測量費の増によるものであります。

令和３年度の財源内訳は、県支出金２，１０４万５千円であります。

予算書は、３２ページを併せてご覧いただきたいと思います。

１６款 農林水産業費県補助金 国土調査事業費補助金として、補助事業費２，８０６万円の７５パーセントが交付されるものであります。国土調査事業費（補助分・単独分）の一般財源１，０８５万６千円のうち、補助事業分に係る一般財源は７０１万５千円となりますが、その市町村負担分に対する８割となります、５６１万２千円が特別交付税により措置されることとなっております。

当初予算ベースでの一般財源額の比較では、令和２年度は７５万円、令和３年度では７０１万５千円であり、差し引き６２６万５千円の増となるものであります。これは、ただいま説明させていただきました事業費の増額に伴うものでございます。

事業説明書の中段から記載されておりますが、事業の目的及び目標については説明書記載のとおりでございます。

２のこれまでの実績と成果についてですが、土地の境界、権利関係の明確化や課税の適正化が図られるほか、さらには災害発生時にも座標が管理されているため、その測量成果を活用することで迅速な復旧が図られます。また、土地境界トラブル防止や、公共事業の施工においても調査測量に費やす経費の軽減や、さらには工期の短縮が見込めるなど、その成果が利活用されております。令和２年度末の進捗率は、３地域とも８割を超える進捗状況であります。

３の問題と課題であります。市内において地籍調査を実施しておらない大曲地域、休止している中仙地域がありますが、現状の補助金交付決定ベースで考慮しても長期化が予想されることから、実施の時期については協議、検討をしていかなければならないものと考えております。

４の今後の方向性と令和３年度事業の概要であります。補助分・単独分を区分し表に記載しておりますが、補助分については西仙北・協和・太田の３地域とも第１・第２計画区の調査を実施してまいります。３地域とも令和２年度に実施した事業量をおおむね確保しており、引き続き、円滑に進められるよう努めてまいります。

単独分は、事業に係る支援システムの保守料、リース料、並びに過年度成果の修正業務や境界への異議などがあつた場合にも、測量成果となる座標を基に境界の復元測量を実施し対応する経費を計上しているものであります。

今後の方針としましては、令和２年度から第７次国土調査事業十箇年計画がスタ

ートし、令和４年度から国が推進する有人航空機やドローンを活用した、航空レーザ測量による計測などのリモートセンシングの新技术の測量技法も導入しながら、現地作業の効率的な実施・調査を進めていくこととしております。協和・太田地域は山間部への調査へ移行していくため、実施面積が増加し、事業が加速していくことが見込まれております。

以上、説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） いいすか、はい。なければ、質疑を終結いたします。

.....

○委員長（佐藤育男） それでは次に、都市管理課所管の説明を求めます。高橋都市管理課長。

○都市管理課長（高橋 完） それでは議案第３５号、令和３年度大仙市一般会計予算のうち、都市管理課所管分につきまして、ご説明申し上げます。

説明資料は資料ナンバー３、予算書と主な事業の説明書と令和３年度当初予算概要をお願いいたします。

説明は、予算概要書５ページの備考欄に、事業説明書と記載のある３事業とさせていただきます。事業説明書７－９ページと、予算書は９２ページとなります。

８款３項１目１３事業、駐車場管理運営費の予算額は１,８９９万２千円、財源は全て大曲駅東駐車場使用料などを充当しております。

駐車場管理運営につきましては、これまで、中心市街地の活性化と交流人口の拡大を図るため、ＪＲ大曲駅及び大曲南街区の駐車場整備を進めるとともに、大曲駅東駐車場及び大曲駅東口広場、大曲駅前及び駅東自転車駐車場、大曲ヒカリオ駐車場及び公衆トイレの４施設を一体管理するなど、効率的な管理運営に努めております。

大曲ヒカリオ駐車場と大曲駅東駐車場の利用状況は、利用台数が年々増加傾向にあり、特に大曲駅東駐車場は新幹線利用者等でニーズが高まっていたため、駐車台数のスペースが不足してきていることから、昨年度末に駐車場を拡張する工事を行いました。

大曲駅東駐車場につきましては、現在コロナウイルスの感染拡大防止期間の中にあるため、駐車場利用者が２月末実績で昨年度と比較すると５７．７パーセントと減

少しておりますが、今後、利用者が増えても対応できるように準備を整えたところ
であります。

老朽化が進んでいる駐車場施設もありますが、市の直営施設として適正で健全な
維持管理に努めながら、今後も運営してまいりたいと思います。

次に、事業説明書 7-12 ページと、予算書は 94 ページとなります。事業説明
書の 7-12 ページをお開き願います。

8 款 7 項 1 目 10 事業、公園維持管理費であります。

予算額は、8 地域合わせて 7,777 万 1 千円であります。その他の財源として公
園使用料等 405 万 7 千円を充当しております。

公園及び緑地につきましては、これまで、地域住民の皆さまの憩いの場である
とともに、環境保全、景観形成、防災などの機能も有していることから、施設の機能
保全や安全性、利便性の確保に継続して努めてきたところでございます。

そのため、幅広いニーズに対応すべく、定期的な草刈り作業や、経年劣化した遊
具等の施設改修を計画的に実施するなど、多岐にわたる施設管理が必要となってお
ります。

今後は引き続き、経年劣化した施設改修を適時適切に対応するなど、子育て世代
等の利用者ニーズを重視した施設管理に努めるとともに、人口減少の進行を見据え
た持続的な管理体制の構築を図る必要があります。

公園の管理体制についてであります。今年度まで周辺のスポーツ施設と一体で
指定管理していた太田南部地区公園と横沢東農村公園につきましては、指定管理施
設の見直しにより、令和 3 年度から市直営で管理することとしております。

また、現在、市内公園施設の老朽化が進行している状況を改善するために、ライ
フサイクルコストの縮減に寄与する国の指針に基づく公園施設長寿命化計画につい
て、令和 3 年度中の策定に向けて取り組んでいるところでありますが、今後は、長
寿命化計画に基づく施設の改築、更新を適宜進めていくことにより、市民が安全・
安心に利用できる公園を整備してまいりたいと考えております。

次に、事業説明書の 7-13 ページをお開き願います。予算書は 94 ページにな
ります。

8 款 7 項 4 目 10 事業、市民ゴルフ場管理運営費であります。

予算額は 4,458 万 5 千円であります。その他の財源としまして、市民ゴルフ場
の使用料の 3,875 万 7 千円を充当してございます。

事業目的は、雄物川河川緑地をゴルフ場として運営し、ゴルフを通じて市民の健
康増進を図るとともに、利用者が安全かつ快適にプレーできるよう適切な施設維持
管理を行うものであります。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染防止対策により、ゴールデンウィーク期

間中の４月２９日から５月１０日までの１２日間、７月・８月の大雨の影響により３日間の合計１５日間の休業日がありましたが、１２月末時点で前年度並みの実績が確保されております。

事業の課題としましては、ゴルフ場の管理運営は利用者の嗜好性や天候、新型コロナウイルス感染者の状況により影響されることから、利用者、特に高齢者や女性利用者のニーズや他のゴルフ場の運営状況等も注視しながら、利用者が快適にプレーできる環境づくりに努める必要があると考えております。

また、ゴルフ場の開場から３７年が経過して、機械設備等の経年劣化が進んでいることから、計画的に機械設備等の更新を行いながら管理運営していく必要があります。

こうした課題に対応するため、令和３年度はゴルフ場の管理業務委託料４,０６５万８千円のほか、乗用ゴルフカート３台を更新したいと考えており、その購入費としまして３９２万７千円を計上させていただいております。

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で大規模コンペが中止になるなど、利用者の減少が懸念される状況下ではありますが、今後も引き続き、適切な予防対策を講じながら、利用者の安定確保とクオリティの高いコース造りに努めてまいります。

以上、議案第３５号、令和３年度大仙市一般会計予算のうち、都市管理課所管分の主な事業につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございました。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

佐藤委員、はい。

○委員（佐藤隆盛） 今のゴルフのカートって、これスポーツ屋なもんだが、どこ、メーカーっていえばいいかだでも、スポーツ店で売ってるもんだが、自動車屋なもんなだ、どっちなもんだすか、参考までに。して、大曲で取り扱ってるところあるすか、同時に。

○委員長（佐藤育男） はい、高橋課長。

○都市管理課長（高橋 完） 議員の質問にお答えします。昨年ですけれども、そこらはヤマハさんで。

○委員長（佐藤育男） ヤマハ。

○都市管理課長（高橋 完） はい、購入しております。ちょっと県外になりますけれども、ヤマハで購入しました。

（雑談あり）

○委員長（佐藤育男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい。なければ、質疑を終結いたします。

.....

○委員長（佐藤育男） 次に、建築住宅課所管の説明を求めます。讃岐建築住宅課長。

○建築住宅課長（讃岐敬司） 引き続きまして議案第35号、令和3年度大仙市一般会計予算のうち、建築住宅課所管分の主なものについて、ご説明いたします。

資料ナンバー3の大仙市予算書では93ページに記載されておりますけれども、説明の方は事業説明書、建設部の事業説明書の方で説明させていただきます。

はじめに、住宅リフォーム支援事業費についてでありますけれども、7-10ページをご覧ください。

予算額は5,007万8千円で、前年度とほぼ同額でございます。

財源内訳は一般財源となっております。

この事業は、住宅のリフォーム工事を行う方に対して経済的な支援をすることにより、居住環境の向上を図るとともに、経済活性化対策として市内住宅産業の活性化を図るほか、三世代同居の推進と子育て世帯が求める柔軟な改修の推進を展開し、子育てしやすい住環境整備を図ることを目的としております。

これまでの実績と成果は、事業説明書中段2のところに記載しておりますが、この事業は今年度で12年目を迎えており、平成21年度から令和2年度までの申請件数は合計で4,751件、補助額の合計では7億7,179万4千円、全体工事額の合計では108億3,996万4千円となっております。ただし、今申し上げました申請件数等は令和2年11月30日現在での数値でありますので、資料には記載しておりませんけれども、令和2年度における令和3年2月末日での申請件数は400件、補助額では5,665万5,380円となっており、昨年度を上回る見込みとなっております。市内住宅産業の活性化と子育て世帯への支援などに、大いに貢献しているものと考えております。

また、この事業は市民のニーズが依然として高く、事業継続の要望が多いことから、令和3年度も今年度と同様に、予算到達による申請打ち切りは行わないこととし、年度末の3月20日まで実績報告書を頂けるものについては全て補助申請を受け付けます。

次に7-11ページ、隣の11ページをお願いします。

地域住宅整備事業費についてであります。

予算額は1,507万7千円で、前年度と比較しまして781万7千円の増額であります。

財源内訳は国庫支出金 6 7 8 万 3 千円、市債 8 2 0 万円、一般財源は 9 万 4 千円となっております。

この事業は、安全で快適な住まいを長期的に確保するため、第 2 期大仙市公営住宅等長寿命化計画に基づき、予防保全的な観点から計画的に整備または改善を実施し、長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化を図ることを目的に、市営住宅の耐用年数が鉄筋コンクリート造などの非木造住宅にあっては 7 0 年、木造にあっては 3 0 年を経過するまで供用できるように整備することを目標としております。

これまでの実績と成果は事業説明書中段 2 に記載しておりますが、社会資本整備総合交付金を活用して、各市営住宅を計画的に整備しております。令和 3 年度の整備事業は、船場町市営住宅 5 号棟の屋上防水改修工事を予定しております。工事内容は建設部の主な事業の説明書の、この附属資料ですけれども、この最後のページ、2 1 ページをお開き願います。

この市営住宅は、所在が大曲地域の大曲船場町 2 丁目で、平成 3 年に建設された鉄筋コンクリート造 3 階建て 1 棟 1 8 戸で構成されており、今年度で 2 9 年が経過しております。平成 3 0 年度ころから、雨どい周りから雨漏りが見られるようになり、その都度、修繕しながら維持しておりますが、経年劣化が進行しており、屋上砂利敷きアスファルト防水 5 3 4 平米をシート防水に全面更新するものです。更新する防水シートは通常 1 0 年間の保証期間となっておりますが、長寿命化型の高耐久塩ビ樹脂系シートを使用することで 1 5 年間の保証期間とするものです。

以上、議案第 3 5 号、令和 3 年度大仙市一般会予算のうち、建築住宅課所管分につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございました。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） ねえすか、はい。なければ、質疑を終結いたします。

これです、議案第 3 5 号の令和 3 年度大仙市一般会計予算、建設部 4 課の説明・審査が終わりました。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい。討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい。異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（佐藤育男） 次に、閉会中の継続審査及び調査の申し出にかかる事件についてを議題といたします。

お手元に配付しております案件につきましては、議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長（佐藤育男） 以上で、当委員会に審査付託となりました事件の審査は全て終了しました。

なお、本委員会の審査報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、そのように決しました。

これで、建設水道常任委員会を閉会いたします。

午後 2 時 4 9 分 閉 会

大仙市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

令和 3 年 月 日

大仙市議会 建設水道常任委員会委員長 佐 藤 育 男